

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	広 瀬 充 利
福 祉 部 長	高 田 薫	都 市 整 備 部 長	弘 岡 敏
調 整 監	白 河 忠 良	環 境 水 道 部 長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 事 務 局 長	松 井 章 治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書	記	泉	大 作
書	記	今	木	浩	靖

開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方におかれましては、早朝より、きょうはありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

議長（星川睦枝君） 日程第 1、一般質問を行います。

会派代表質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

新生クラブ、庄田昭人君の発言を許します。

庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） おはようございます。

議席番号 4 番 庄田昭人です。

本日の傍聴者の皆様には、早朝よりお越しいただき、まことにありがとうございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、新生クラブ、会派代表質問をさせていただきます。

本日の質問は 4 項目、平成 26 年度当初予算編成に係る施策要望書について、庁舎内の機構改革について、子育て支援の充実について、財政状況と財政計画についてです。

まずは、1 つ目の新生クラブ要望書について。

新生クラブでは、平成 26 年度当初予算編成に係る施策要望書を堀孝正市長、星川睦枝議長に提出をさせていただきました。内容は、日ごろは行財政運営に御尽力を賜り、また議会運営につきましても御理解を賜り、あわせて感謝申し上げます。

さて、地方自治体において、昨今の厳しい行財政運営を強いられる中において、市民のニーズにこたえるため、取り組まなければならない多種多様な課題が懸案となる事業を着実に実施していかなければなりません。このため、議会と行政が共通認識及び理解のもと、市民のためのまちづくりを目指す必要があります。つきましては、瑞穂市議会新生クラブでは、市民の声を行財政運営に反映させていただくために、市民のニーズの調査活動を行い、平成 26 年度事業計画、並びに当初予算編成において要望をいたします。適切な判断、また措置をお願いいたします。また、今後における各種施策においても適切な判断をされ、行財政運営に当たられるよう、あわせて要望いたします。

1 . 下水道事業の推進、 2 . 安全・安心のできるまちづくり、 3 . 牛牧五六西部排水機場の早急な整備、 4 . （仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業、 5 . 総合的な交通インフラ整備、 6 .

子育て支援の充実、 7 . 県道美江寺西結線の J R 高架下の車歩道整備、 8 . 県道美江寺西結線の忠太橋の車道幅員、歩道の整備、 9 . 未舗装道の舗装、以上 9 項目における要望を26年度にどのように反映いただけるのか。今回は重要課題として 1 番の下水道事業の推進、このことは、市が計画している下水道事業計画を早期に着手していただけるよう事業の促進を願うものであります。さらに、あわせて 3 番の牛牧五六西部排水機場整備については、災害のない魅力ある都市の基盤整備の推進及び治水事業の公共下水整備を上げている施策である。どのような計画で促進するのかをお伺いいたします。

これよりは、質問席にて質問をさせていただきます。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、庄田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

この要望書、私も見させていただいております。

平成26年度予算編成に当たり、新生クラブより 9 項目にわたって要望書という形で御提案をいただきました。

内容を一つ一つ見させていただく中で感じますのは、いずれの要望も市が課題とする案件ばかりでございます、緒についたもの、いまだ着手できていないもの、さまざまあるわけでございますが、要望書にもありますように、議会と行政が共通認識のもと、進めなければならない課題ばかりでございます、議会の御理解を深くお願い申したいと思えます。

さて、御質問いただきました下水道事業の推進と五六西部排水機場整備の問題は、不可分の課題でございます。ともに水に対する施策でございます、一方は、都市の生活環境を改善するために、人間が排出する汚水を衛生的に処理するという問題。もう一方は、都市の雨水、いわゆる天然の水でございますが、それを速やかに機能的、また効率的に排除するかという課題でございます、問題の差はあるものの、水処理に関する行政課題という認識を持っておるところでございます。

この観点から、都市計画法では、大きなくくりでもって公共下水道事業として位置づけをしております。そういった関係で、この水処理を市の都市計画の中でどのように位置づけさせて事業化していくかが課題となるわけでございますが、これを事業化するためには、まず市の都市計画事業を見直す必要があります。

御承知のように、汚水処理の下水処理場の問題でまだ計画が立てられない状況、要するに市の都市計画事業の見直しできていない状況でございます。しかし、いつまでもちゅうちょしておりましたは計画はおくれるばかりでございますので、御提案にもございましたように、平成26年度予算に当たりまして、都市計画の見直しに係る経費を計上しまして、事業着手を目指す予定でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、具体的な内容については、担当部長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） おはようございます。

それでは、少し具体的なことにつきまして、私のほうから御答弁させていただきたいと思っております。

1級河川五六川につきましては、牛牧閘門から上流の区間は県管理となっており、同閘門から下流区間は国の直轄管理となっております。その直轄管理部分に隣接してあります五六西部排水機場は瑞穂市が管理しておられるわけなんです、そこに直結する1級河川起証田川は、これもまた県が管理しております。市としましては、これらを早期に一体的に改修されますよう、国及び県に要望を行ってきたところでございます。

国が昭和56年より進めてまいりました犀川遊水地事業につきましては、祖父江の一部と、この地域を残しまして仕上げの段階に入っているというふうに聞いております。

1級河川五六川の直轄管理部分の改修計画を決定するに当たりまして、木曾川上流河川事務所は、県管理であります牛牧閘門付近の計画が決まらなないと進めることができないとの見解でございました。

牛牧閘門の取り扱いにつきましては、平成25年5月25日の瑞穂市文化財保護審議会で岐阜土木事務所より撤去移設の説明がございました。このことにより、木曾川上流河川事務所では、平成25年度中に牛牧閘門から下流の河川改修計画を確定する予定だというふうに聞いております。

今年度、岐阜県河川課におきましては、岐阜県新五流域総合治水対策プランの改定作業を行っておりまして、その中では、牛牧閘門の改築は、おおむね2年に1度発生する規模の洪水を安全に流下させることを目標とした中期目標に掲げております。これらの事業が早期着手されますよう、新五流総では短期目標とされるよう要望しているところであります。

今後、これらの治水事業が促進されますと、五六西部排水機場の改築につきましても具体化されてくるということを期待しております。

国・県のこれらの事業と進捗が重なるようになりますが、下水道事業につきましても、ここに隣接して下水処理場候補地の最適地として選定し、事業を進めることとしております。

事業に必要な用地やスケジュール等、お互いに干渉すべき事項が今後生じてくることも予想され、この進捗に支障とならないよう、下水道事業につきましても、地元説明会、それから地権者への説明の際には、国・県の河川改修等の計画を踏まえながら、この地域の治水事業とともに市が行います雨水整備事業、汚水整備事業が促進されるように考えております。以上でございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 奥田副市長の答弁の中にも本格的な事業計画の見直し、都市計画事業の見直しに着手していただき、安全・安心なまちづくりとなりますようお願い申し上げます。

さらに下水道事業にとっても、地域との整備計画の進捗状況においては、また地域の皆様においても御理解をいただけるよう、促進をお願い申し上げます。

それでは、2 つ目の質問は、庁舎内の機構改革についてであります。

私は、以前、個人質問にて子育て支援にかかわることや、福祉の健診のあり方について質問を行ってきました。平成22年11月より幼保一元化となり、誕生から巣立ちまでの充実も質問をさせていただきました。

しかし、幼保一元化より3年、さらに健診制度から幼児支援に係る充実と福祉部の業務の増大が予想され、機構改革については指摘をしてみました。福祉部と教育委員会の子供に関する改革と、今後の福祉部の事務事業の増大をどのように改革していくのか。さらに、市税等の収納対策推進プロジェクトチームについて、代表監査委員も収納対策について認めておられ、今後のさらなる努力も必要であり、期待も持っておられると感じております。収納対策については、県に出向し、瑞穂市の課題もわかってきたのではないかと考えます。

そこで子育て支援の機構改革と、収納対策推進プロジェクトチームの組織としての位置づけについてお伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） この問題も、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

庁舎内の機構改革については、庄田議員からは、さきの9月議会においても御質問をいただきましたが、議員からは、子育ての視点から、また福祉の視点から、さらには収納プロジェクトの視点等々、具体的な施策から組織のあり方を問う御意見等、拝聴をさせていただいております。

市では、施策を実施する部署から具体的な意見聴取を行いました。円滑な事務運営の障壁になっているものは何であるか、どうすれば解消できるかというような聞き取り調査をしまして、所管では、これに先立って検討・提案を踏まえて、それぞれ所管からの意見として出てきたわけですが、組織のあり方を現在構築しつつあるところですが、ただ、いかんせん当市は2町が合併をしまして、その後、人口増加をたどる状況にあることは議員も御承知のことですが、そういった状況であるにもかかわらず、事務スペースが限られております。そうした物理的な制約が大きな壁となっております、課題でございます。

一方で、定員管理というのがあるわけですが、これも職員数も一気にふやすことができません。そういったことで、マンパワーが不足しているのも実情ではないかなというふう

に思っておるわけでありませう。

そうした制約の中で、いかに機能的で事務効率の上がる組織体制を整備できるかが課題なわけですが、所管の意見も十分満足に対応できないかもしれませんが、現状よりは一步でも二歩でも、機能性・効率性が高められるような組織体制にすべくというふうに考えておるところでございます。

特に、今御指摘がございました幼児支援に係る体制でございますが、御承知のとおり、今年度より保健師1名を福祉部より教育委員会に出向させまして、子供の発達支援の分野での見守りを向上させておるところでございますが、一方では、福祉と教育の橋渡しとしての調整機関である、要保護児童対策地域協議会という機関があるわけでございますが、そこに管理職級の実務担当者を設置しまして会議を開催するなど、現場をよく知る専門職による個別のケース会議を頻繁に行っておるところでございます。支援の必要な子供やその保護者について、情報交換や具体的な支援のあり方などを検討していく体制を強化しております。

ここでも問題となっていますのは、いわゆる福祉と教育の距離の問題でございますね。巢南庁舎に教育委員会があり、福祉部が穂積庁舎にあるという物理的な距離の問題が課題であるかなあということで、願わくば、同じフロアで近い事務場所が提供できれば、もっと連携が深められるんじゃないかなというような課題も伺っているところでございます。

次に、福祉生活課における事務量についての御質問ですが、これについては、国の福祉施策が大きく変わる中で、事務量が確実に増大してくるものと想定しておりまして、それに対応すべく事務スタッフの配置が課題だろうということを思っております。と申しますと、現在の福祉部の福祉生活課では担い切れない部分が出てきますので、こちらあたりについて、改善を要するのではないかとこのように思っております。

それから、御指摘いただきました収納プロジェクトでございますが、このプロジェクトについては一定の成果を見ております。それについては、監査委員の意見にもあったところでございますが、これを一つのセクションにするかという問題になってきますと、まだまだ課題が多いということですね。

プロジェクトで再三審議もされておりますし、そして先進地視察等も行っておりまして、その報告も聞いておりますと、市が持つ債権の中には公債権と私債権があるわけございまして、公債権は国税徴収法の滞納処分ができるわけでございますが、私債権にあつては、裁判所へ申し立てとか、そういった手続が必要になってくるわけですね。そうした中で1つのセクションをつくるということになりますと、その交通整理というか、債権の振り分け、それから情報の提供のあり方等、まだ課題があります。先進地の視察状況も聞いておりますと、3年限定ということで設置されたということで、そこでの意見でも、本来は、やはりそれぞれの部署でやるのが望ましいんじゃないかというような報告もあったようでございます。

そうしたことを勘案しますと、今回の組織改革の中には、この収納対策についてのセクションを設けるということは、まだ早計かなという考えを持っております。そこら辺も今検討している最中でございますので、おいおい議会のほうにもお示しできるような事務スケジュールを進めておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

〔４番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

４番（庄田昭人君） ありがとうございます。

奥田副市長から言われる問題点は、事務スペース、定員管理、幼保一元化となりながら、福祉においては穂積庁舎、教育委員会、幼児支援課においては巢南庁舎であります。その距離の問題であると思うんですが、しかし、問題点が山積をしている割には、その対策が後手になっておるのではないのでしょうか。

福祉部においては、事務効率を上げるためとの答弁でありましたが、しかし、平成27年度よりは、障害者自立支援法や生活困窮者自立支援法、（仮称）生活保護制度の見直しなど、制度改革が行われるが、今後の生活保護制度対応や権限移譲などの業務の複雑化が予想されるので、このことについては、具体的にどのように進めておるのか、もう一度お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 今、御指摘のように、国の福祉政策は、高齢福祉では新しい介護保険制度を施行しますし、それから障害者福祉では、計画相談のいろんな実施が必要でございます。一方では、児童福祉でDVや児童虐待への速やかな対応が求められますし、それからあと生活支援ということで、生活保護受給をされる前に相談を受けるというような体制をとるように求められております。

高齢者福祉にあっては、実質的には平成27年度の4月1日からということでございますが、体制づくりは26年度中にやっておかなきゃならないということでございます。社協のほうで特定相談をやるわけでございますが、市のほうは一般相談というのを行わなきゃならないということで、それについても、仮に民間に事務委託をすることも、福祉部のほうでは福祉事務所も設置しておりますので、そういった関係から、それなりの体制が整えられていないと、事務の進捗は円滑じゃないというふうに思っておりますので、福祉については、そこを人の配置すると同時に、組織的にも動きやすい組織にしなければならないなというふうには思っておりますので、御理解をお願いします。

〔４番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

４番（庄田昭人君） 福祉部においては、１つの課が大きな役割を持っております。そのことについては、今後もさらに福祉の充実を望んでおりますので、改革については、早期に見直し

ていただきたい、そのように考えます。

さらに続きまして、誕生から巣立ちまでの支援の充実についてでございます。どうか子供たちの幸せのために、子供たちのためにという思いの中で、質問をさせていただきます。

施策要望の6番、子育て支援の充実では、保育所・幼稚園の待機児童解消のために、入園・入所定員の拡大と保育所の早朝、延長保育の充実を図り、また保育士の雇用条件の改善や放課後児童クラブの拡大と充実、さらに小学校・中学校の学力の向上を図り、さらに郷土愛を育める教育環境の構築について要望いたしました。待機児童対策や放課後児童クラブの拡大と充実についてをお伺いいたします。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、平成26年度の保育所入所申込状況から説明をさせていただきます。

9園で募集400名のところ、480名の申し込みが現在あります。9園の施設上の総定数は1,495名であります。申込者全員を受け入れると仮定すると、結果として1,282名となり、施設としては受け入れができる体制にはなっております。

しかし、入所希望の傾向として、新しい施設に入所希望が殺到し、調整しても他保育所への変更を望まれない方が多くありまして、結果的に入所ができない方が発生するという現状があります。したがって、子供が少ない地域の小規模で施設が古い保育所においては、受け入れの余裕があっても申し込みが少なくなる状況にあります。

こうした状況下ですが、たとえ施設を改築し、受け入れ容量をふやしても、定員管理上、保育士の正規職員は増員できません。そういうことで、補助職員・派遣職員に頼らざるを得ないのが現実です。しかし、保育士の補助職員を年間を通して「広報みずほ」やハローワークで募集しておりますが、応募が少なく、応募があっても、保育を提供できる方の働きたい時間帯などが合わないため、確保が難しい状況です。こうした採用充足できていない現状があることも受け入れ体制増強への弊害ともなっています。

保育所の運営を公設公営としてこのまま進めていくのであれば、保育所改築、正規職員保育士の増員体制を進めなければなりません。全国的な傾向として、民間運営に切りかえている自治体が多い状況を見ると、瑞穂市においても、このことを想定して検討していかないと、市民ニーズに応えることが難しくなっております。保育所の方向づけにより、配置する保育士の雇用条件も変わってくるものと理解しております。

一方、待機児童は、平成25年4月1日現在8人、10月1日現在で15人となっております。このように、年度内の待機児童が解消できない状況にあります。

現在、国の施策としての子ども・子育て会議を、瑞穂市としては、次世代育成支援対策協議会にて開催し、保育所、放課後児童クラブ、保護者の就労状況等の子育てにおける市民ニーズ

を子育て環境の整備のため聞き取るものです。この結果を受け、平成26年度に待機児童の解消方策や保育所の運営内容、保育所のあり方等を細かく網羅した瑞穂市の子育て計画を策定し、この計画に基づいて待機児童の解消を図っていきたいと考えています。

それと、放課後児童クラブについてですけれども、現在、放課後児童クラブは全ての小学校区で実施をしております。そのうち、生津小学校区は郷土資料館、穂積小学校区は駅西会館をこの放課後児童クラブの活動場所として活用しております。この2施設については、地元自治会や他団体との施設利用において競合しており、子供たちの活動に制限が加えられております。また、特に穂積小学校の放課後児童は、穂積小学校からおよそ1キロ離れた駅西会館まで、交通量の多い道路を横断し、自動車が通行する狭い道路を歩かねばならないという、児童の安全・安心を考えると、その距離、場所に大きな問題があります。

学校内での放課後児童クラブ実施については、現在、西小学校、中小学校において、学校の校舎を利用し実施している現状もあります。生津小学校区と穂積小学校区に関しても、児童の自由な活動、安心・安全な場所ということを考え、学校施設内の実施を検討しています。

そこで、学校、さらに教育委員からの意見等を踏まえ、生津小学校においては校舎西側の1階、穂積小学校においては北舎1階の西側2教室を利用できないか、検討をしております。平成26年度に、この2施設について2学期から運用できるよう、改修を計画しています。

以上で答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 高田次長が言われたのは、新年度事業ヒアリングシートの中にあるすこやか児童育成管理費、この部分であるのではないかと考えております。計画名は、放課後児童クラブ整備事業であります。その中の課題、提案、その他の意見については、その部分においては、財政が厳しい市全体の施設の状況を考慮し、計画を進めることが必要であるというように書いてあります。

その問題点や、さらに子供たちの居場所づくりについては、入所希望はやはり新しい施設への希望となっておりますのでございますが、子供たちの親、保護者の声は、保育所が少ない、入れないや、一時保育の予約や保育日数についても要望の声があります。さらに教育支援センターの子供の遊び場では、平日の時間延長や土・日も開放してほしいとの声もあります。多種多様な声の中、よりよい子育て支援展開となりますようお願いを申し上げるものでありますが、その子供たちの保育日数についての要望の声や、教育支援センターの子供の遊び場についての時間延長、土・日については、高田次長、どのようにお考えでしょうか。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） こうした、今ある瑞穂市の課題ですが、こういうものについても、

今、子ども・子育て支援新制度の関係で市民にアンケートをとっております。そのアンケートに基づいて、今後、瑞穂市の子育て計画を作成しますので、そのときに、こうしたものを解消できるよう推進していきたいと考えております。以上です。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） また、保育士の確保はできないとの答弁でありますので、どうか保育士の人数を確保していただき、待機児童の解消に努めていただきたい、そのように願うものでございます。

また、保護者の希望はさらにニーズとなり、大きな声となり、子育て支援の要望はさらに大きな声となると考えておりますので、どうか教育委員会におかれましても、さらなる努力をお願いするものでございます。

さらには、続いての質問をさせていただきます。

次の質問は、行財政状況と財政計画についてであります。

（仮称）大月運動公園整備事業計画が進められているが、要望書にも、市の財政を考慮して、今後の財政負担とならないように進め、子供たちの健全育成や市民の健康増進の場の整備を推進していただきたいとさせていただいております。運動公園に係る財政計画をどのように考えているのか。具体的な金額、事業費について、そのことについて御答弁をよろしくお願い申し上げます。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 庄田議員さんの財政状況と財政の計画についての御質問にお答えいたします。

（仮称）大月運動公園に係る財政計画についてですが、新年度予算ヒアリングを実施しているわけではありませんので、具体的な金額や事業費については、まだこちらでは把握はできておりません。

事業計画が単年度になるのか、詳細についてもまだ確定的なことは理解はしておりませんが、新年度の事業ヒアリングの資料から、あくまでも財政上考えられる財源についてお答えをいたします。

まず国や県からの補助金など、これらを対象に入れ、t o t oなどの助成金なども第一優先に考えています。

次に、合併特例債や公共施設整備基金を充てることも考えています。

合併特例債については、牛牧小学校の増築、西部縦貫道路に充てるように考えていますが、この（仮称）大月運動公園にも新市建設計画には、具体的な名称の記載こそありませんが、もちろん新市建設計画の主要施策に当たるものと考えています。項目では、生涯学習活動の拠点

となる施設の整備をするようにが該当するものでございます。合併特例債の起債可能残額のうち、活用が可能なものについて該当すると考えています。

以上で財政についての答弁とさせていただきます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 具体的な金額、事業費については把握できていないと言われましたが、これは想定するべきではないかなというふうに私は考えます。議会の全員協議会で 3 回説明をされましたが、企画部では把握していなくて全員協議会にかけられたのでしょうか、お伺いを申し上げます。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 御質問にお答えいたします。

ただいまの御質問ですが、企画部のほうでは知らなかったというわけではございませんが、協議中ということでございますので、よろしくお願いをいたします。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 協議中ということで、計画ではあるというようなことだと思いますが、また新年度ヒアリングシート、瑞穂市におかれて、平成25年11月27日、瑞穂市企画部企画財政課によって出されたものでございます。その計画の中で、（仮称）大月運動公園、学校、施設維持事業など、企画部長が指定する事業というふうに記されております。この指定する事業ということは、今の協議の中においては、指定する事業についてはどのような意味を持っているのか、お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） ただいまの御質問ですが、企画部長が指定する事業というのは、私のほうで把握して聞いておきたいというような事業を上げておるということになります。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 今の把握していないのと、把握する事業ということで、どちらが優先するのか、私にはわからなかったのですが、しかし、この事業ヒアリングシートについては、瑞穂市のホームページにも現在公表されております。その部分について、少し関連として質問をさせていただきますが、この評価ヒアリングシートにおかれましては、公表されている割には、その評価基準がどのようになっているのか。A、B、C というふうに基準が定められておりますが、そのA、B、C についての説明は、公表されているのに、どのようなことの基準なのか、お答えをお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） この事業ヒアリングのシートについて、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。

従前から事業ヒアリングはやっていたんでございますが、今般、事業ヒアリングをやったものについては公表をするということで臨んでおります。これは、議会からも公表すべきではないかという御提案をいただいて公表することにしておるものでございますが、この事業ヒアリングの趣旨は、新年度予算編成に当たって、各所管がどの程度の事業を想定しているかということでございまして、所管が主体的に持ってくるものもありますし、企画部であらかじめ掌握している範囲で、もう少し聞きたいということについては、企画部長が指定する事業に位置づけをして、各所管から提出をいただいてヒアリングを行いました。

それで、今の（仮称）大月運動公園については、ヒアリングをやって内容は伺ったところでございますが、現実的には、この事業費については、まだ議会のほうにもお示しをして、審議中ということで、具体的な事業総額が決まっておりません。そういったことから、先ほど企画部長が把握してないというような回答をしたものでございます。

この（仮称）大月運動公園の整備については、9月議会において、市長が、いわゆる議会の意向も参考にしながら決定をしていきたいということを申し上げまして、その後、全員協議会を開催している御説明をしておるところでございまして、まだ事業費を決定するまでに至っていないことについては、議会の皆様も御承知かと思えます。

そういった中でございますので、これから新年度予算の査定が入ってくるわけですが、それに間に合うように、所管のほう之急いで今事業費を煮詰めておるところでございまして、その煮詰めた金額を議会にも御提示をさせていただいて、そしてそぎ落とせるところは削るというような形で今御検討をいただいている最中でございますので、御理解いただきたいと思います。この事業はやらないのかという話となりますと、そうではございません。やるために鋭意努力をしておるところでございます。

この（仮称）大月運動公園がどのぐらいの事業規模になるかで市の財政状況が変わることは事実でございますが、（仮称）大月運動公園の整備事業も、市の計画に上げられた事業を実施するものでございまして、無計画に進めておるわけではございません。むしろ、合併以来の課題の事業をやっと実現化するに至ったというところでございます。そういった意味では、10年の節目を迎えた瑞穂市にとっては大きな意味があると思っております。

特に2020年に東京オリンピックの開催が決まったこの時期、非常にタイムリーな時期に運動公園の整備ができるということは、子供や青少年に一定の夢を与える可能性を模索できる施設ができるということで、効果があると思えますし、またその一方で、高齢者にとってはグラウンドゴルフの場所も提供して、そしてインフィールドの中ではさまざまな催しもできるという

ことで、周辺は散策路になって、本当に市民に親しまれる施設ができるんじゃないかということ、一定の評価をしておるところでございまして、あとは事業費を煮詰めるだけということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） ヒアリングはされたと、（仮称）大月運動公園のことについては、そのように説明をされましたが、まだ決定はしていないということの中で、指定事業であるにもかかわらず決定していない。しかし、把握とは、それは決定していないのと把握は違うのではないかなと思います。

さらに、もう一度お伺いをします。

このヒアリングシートの評価についての A、B、C の基準と、その評価については誰が行ったのかということだけを、もう一度お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） この評価欄は、継続した事業について原課がつけてくるものでございます。新規事業については、ここの評価欄には記載ができません。これから行おうとする事業でございますので、費用対効果がまだ出てないということでございます。そういったシートのなっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

ですから、所管が継続的な事業については、新年度においても予算を獲得したいというところ、このシートをつくってくるわけですが、ここの評価の欄に所管は A と書いてきた場合にも、ヒアリングの中でここはどうだ、ここはどうだということで評価が下がることもあると思いますけれども、一応は A、B、C については所管がつけてくるということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） A は何であるかという基準は公表してあるので、その部分については、ホームページ上ではどのようにされていかれるのでしょうか。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 先ほど申しましたように、所管が A とつけてきたものについて、それを追認すれば A というふうな表示がされておりまして、一般の市民がごらんになれば、一定の効果が上がっているのだなというふうに解釈をされるであろうという想定はしておりますが、人によっては、これは A じゃないよと。こんなのは不必要だという判断をされれば、それが行政への声となって返ってくるといった気持ちもあって公表をしておるものでございまして、市民の皆さんの御判断の材料に使いたいという思いでございまして、そういった意味でホームペ

ージにもアップしておりますので、趣旨はそこにあるということで、御理解を賜りたいと思います。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） このヒアリングシートを公表することについては、私も賛成でございます。しかしながら、各課より出たものがそのまま出るのではなくて、それぞれ企画部がまとめていただき、より見やすくするものを想定して出すべきではないかなあと。それを隠すものではなくて、都合がいいもの、悪いものを隠すものではないけど、少しはもっと精査をすべきではなかったかなあというような、せっかくのヒアリングシートの公表ではないかなあと。このままを張りつけたのではなくて、さらに公表をして意見を聞きたいというのであれば、その意見を聞きたい旨の文章も必要ではないかなと、そんなふうに思っております。

その部分の中で、さらに、市は毎年、新年度予算編成に当たり、事業ヒアリングを実施していますというふうに書いてあるのであれば、前年からのヒアリングはどのようなふうであったか、さらにことしはどうであったかというような課題も出していかないと、これだけを見てどう評価するのかということは、非常に難しい事業ヒアリングではなかったのかなあという思いの事業ヒアリングシート公開で、私は考えております。

しかし、（仮称）大月運動公園については、私たち新生クラブも市の財政を考慮して、今後の財政負担とならないよう進め、子供たちの健全育成や市民の健康増進の場の整備を推進していただきたいというふうに考えております。全面的に反対だとかということではなく、やはり適切な（仮称）大月運動公園の土地の整備について、大きな負担となっておりましたその部分については、進めるのは当然だというふうに考えております。

しかし、小・中学校の施設維持管理計画では57億円、これは24年度に出されたもので、24年度からどのような財政計画を立てていたのか。これについては、1年が過ぎております。その部分については、どのようなお考えをお持ちなのでしょうか。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 小・中学校の将来にわたる改修計画については、あれは24年度に皆さんに公表したんですね。それは、それ以前から、事業ヒアリングとか予算査定の中でどっと固まってくるわけですね。そうしますと、原課のほうは、あそこも悪い、ここも悪いということを出してくるわけでございますけれども、ただ、そうしますと、それを全部網羅しますと大きな金額になるということで、所管のほうとしても順序立てて、どこが必要なのか、どこの改修をしなければその建物の延命化ができないのかということを経験してきてくださいということ、その基礎資料となるように、いわゆる長寿命化を念頭に置いた維持修繕計画をつくってもらったわけですね。

それが、年度づけについては理想という形で出ていきますが、それが市の全体の事業の中でどのくらい緊急度があるかということを見ながら予算査定をしていくという手続になります。ですから、今回でも原課のほうからはどっと出てきましたんですが、それについては一応ヒアリングシートではお伺いしますよということで、さらにこれを新年度予算にどういうふうに位置づけるかということについては、市長も交えて原課とも話し合いをしまして、ここの施設を次年度へ送りますとか、この施設は2年先でも大丈夫ですというような形で、いわゆる先送りにはなりませんけれども、年度づけの見直しをしております。

その素案としての計画が、議会にもお示しをされているところでございまして、そのときは、文教のほうからはこのとおりやっってくださいねという意見がありましたが、よその部署からは、このとおりやっいたら義務教育施設の修繕だけで全部消えてしまうんじゃないかというようなことで、これは行政の課題として把握をして、年度づけについては、順次年度年度の予算編成の中で勘案するということになっておりますので、そういった材料、資料として提示をさせていただいているということで、御理解を賜りたいと思います。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） ヒアリングシートの部分においても、今答弁されたように、やはり57億円の予算を15年度にわたり計画を立てております。しかしながら、今後は生涯学習課、施設修繕費用は19億円、教育委員会においても、合計約76億円の計画が立てられました。単純に15年の平均をいたしますと年5億円。さらに、ヒアリングシートの中にもありますが、公共下水道事業、穂積庁舎大規模改修、エアコン設置事業、牛牧小学校増設、穂積中学校グラウンド整備など、事業ヒアリングシートの中にあるものだけでもしっかりと計画を立て、さらにこの部分においても企画部長が指定する事業というふうになっております。

このような事業ヒアリングを毎年実施しているとあるが、今までのヒアリングについてのさらに優先順位や行動計画はつくるべきではないかというふうに考えております。その部分についての優先順位、行動計画についてはどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 庄田議員さんの御質問にお答えします。

ヒアリングシートにおける優先順位をつけていくということは、やはり今後の財政運営にとって必要なことだと考えております。まだまだ内容的にもたくさんの課題の御指摘がありますが、改善しながら、皆様によりわかりやすいものの情報を提供していくように努めておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） よりわかりやすいもの、優先順位については必要だと言われました。私も、今後、大きな負担が強られる中、しっかりと計画性を持ち、行動計画をつくっていただきたい、そのように感じております。

本日の質問は、新生クラブ要望より絞りまして、代表質問とさせていただきました。今後も、この要望については確認をし、質問をして、進捗をお伺いさせていただきます。それぞれの各議員、各会派より今回も質問が出てきますので、どうかより適切な御判断におきまして、御検討、進捗状況をよろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、新生クラブ、庄田昭人君の質問を終わります。

続きまして、公明党、若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

13番（若井千尋君） 改めまして、皆様おはようございます。

議席番号13番、公明党の若井千尋でございます。

星川議長より発言の許可をいただきましたので、公明党会派代表としての質問をさせていただきます。

今回、私は大きくは3点、1つ、瑞穂市の自主財源の確保の観点から図書館における雑誌スポンサー制度の導入について。2点目、交通事故防止対策及び交通安全教育について。3点目、災害に強いまちづくりの観点から、通告に沿って幾つかお聞きいたします。

くしくも、この3点は2年前の12月議会の折、私の質問事項と同じ内容になりました。質問項目が似ている点、2年前とどのような進捗があったのかを検証させていただきながら、お聞きします。

以下は、質問席より質問させていただきます。

最初の質問です。

図書館における雑誌スポンサー制度の導入についてお聞きいたします。

雑誌の購入費の全部、または一部を企業、商店等に負担をしていただき、その見返りとしてスポンサー名を雑誌のカバー等に掲示や広告の掲載を行う雑誌スポンサー制度を導入する自治会がふえているとのこと。岐阜県では、県美術館、各務原市、土岐市、岐南町など、また全国においては50以上の自治体で実施されておるそうです。けさの新聞を見ますと、昨日、本巣市も、この導入を考えておるような記事が出ておりました。

現在、当市は2カ所の図書館が所蔵する雑誌の購入代は、図書館費で購入されています。瑞穂市の平成24年度の雑誌購入費は、本館108種類122万2,480円、分館96種類81万9,789円、両館の合計で204種類194万2,269円となっています。この年間200万円近い購入費を企業、商店が捻出してくれるこの制度の導入のお考えを伺います。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

ただいま議員が質問されたように、この雑誌スポンサー制度は全国的にも広がっておりまして、県内には、先ほど言われました4館で実施しておりますし、瑞穂市の図書館の雑誌購入費も、現在、言われたとおり194万2,269円です。

この雑誌スポンサー制度につきましては、年間の雑誌購入代金を負担していただいて、雑誌カバーにスポンサー名や広告を掲載するもので、そのとおりでございます。

県内では、図書館が雑誌を選定し、1雑誌の年間必要冊数について寄附をいただき、1雑誌につき1企業のスポンサー名を載せています。県図書館は、企業が雑誌を購入して寄附していただいておりますし、各務原市は雑誌の納入会社に企業が代金を払っております。

御質問のとおり、自主財源の確保に有効な制度です。しかし、景気の動向に左右される点もありまして、スポンサーの多少によって図書館で提供する雑誌が大きく変動することがないようにすることは、留意すべき点です。例えば、ことしはスポンサーが減ったからこの雑誌の提供はしないという事態を前提としないように考えていく必要もあります。また、この制度によって市内の企業と図書館の来館者との接点もできることから、企業と市民をつなぐ役割も果たし、長期的には、地域の活性化や課題解決の一助にもつながるのではないかと考えています。

図書館でも地域を知る講座などの形で、スポンサー制度に登録された企業と協働で事業を行うなどの企画も考えられます。こうした点は、財源以上の効果が期待できると考えております。

実施するには要綱等の整備など、事務上の解決すべき問題がありますが、導入に向けて検討していきたいと考えております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、高田教育次長ほうからも前向きな御答弁をいただいたというふうに思っておりますが、今もお話ございましたように、企業さん、商店さんも、単に雑誌の広告等にとどまらず、図書館運営に協力をしてくれている企業、またお店であるとのアピールができるのではないかなというふうに考えるものでございます。

市民協働参画というふうに言葉だけは言いますが、いつも市民協働参画とはどういうことなのかというふうに考えたとき、やはり市民の皆様がいろんな事業に対して、計画の段階から入っておられるというようなことを考えますと、このスポンサー制度は今お話ししましたように、図書館運営に協力していただいている企業さんだという、企業のアピールもできるのではないかと考えます。

2年前は、市内を走る公用車に民間企業の広告をと提案しました。そのときの執行部の答弁は、公用車は相当の距離を移動しており、広告効果は非常に高いと考えているが、市民の皆様

の個人宅にお邪魔するケースが非常に多く、市民がどのような感じを持たれるか。また、車のメンテナンスや安全性等も考慮するところがあり、他市の事例等も検討しながら今後検討したいというものでございました。

検討されているかどうかは気になるところございますが、いずれにしろ、自主財源の確保は、どこの自治体も真剣にその持てる英知を出し切って取り組んでおられます。当然、当市もそうだと認識しておりますが、現在市で取り組んでおられ、公表できそうな企画等がありましたら、森企画部長にお聞きします。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 若井議員の雑誌スポンサー制度についての御質問で、ただいま教育次長より、導入に向けて検討するというような答弁にありましたとおりですが、2年前から同じ質問をされていたということで、時代の変化からでしょうか、申しわけなく感じているところでございます。

財政を担当する立場、自主財源の確保の観点からしますと、金額の多い少ないにかかわらず、このような取り組みは庁舎内全域で、それぞれの部署で考える時期に来ているのではないかとこのように考えます。その目的が、最終的に何らかの形で市民サービスの向上につながり、まず手始めとしてできるものから始めていきたいというふうに考えています。

瑞穂市では、現在、ホームページのパナー広告は実施しておりますが、来年度から「広報みずほ」にも企業広告などを検討していきたいと思っています。そのほかにも、公共施設への企業の広告の取り組みについても検討しておりますので、今回の雑誌スポンサー制度についても、図書館に任せるばかりではなく、要綱の整備や募集にあっては、歩調を合わせて連携しながら取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） この自主財源の確保については、また最後にも触れたいというふうに思いますが、今企画部長もお話しいただきました、教育次長もお話ししていただきました。前向きに検討していただけるということで、今おっしゃったように、金額の多い少ないは別にしても、やはり皆で力を出し合って、知恵を出し合って取り組んでいかなければいけない問題だというふうに思います。

次の質問に移ります。

2点目の、交通事故防止対策及び交通安全教育について伺います。

最初に、警察庁が2012年に初めて日没前後2時間に起きた全国の交通事故について調査をしたところ、死者が9月以降に急増していることが明確化されたとのことです。それは、9月か

ら12月は5月から8月の2.4倍になった上、6人に1人がこの日没の時間帯の事故で亡くなっているとのこと。秋から今の時期は、帰宅や買い物などで人の出と、また中学校の下校時と重なり、交通量がふえる時間帯が日没となります。

ことしの県内の交通事故死亡者数は、少し古い話ですが、9月末現在97人と、去年同期より9人多く、前年を上回るペースが続いております。ことしだけのことだけではありませんが、日没前の交通量が増加傾向となるこの時期、いわゆる薄暮の交通事故防止対策について、当市の対策について伺います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

それでは、市全体につきましては、所管が総務課でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。子供さん方の教育という観点からは、教育委員会から後ほど報告をさせていただきます。

今、議員さんのほうからデータを含めて御質問がありました。11月から1月の間は、過去10年間の統計を見ましても、非常に交通事故が多くなっていると。特にこの12月は多い時期でございます。そして魔の時間帯といいまして、16時から20時まで、この間の交通事故が非常に多くあるようでございます。その原因は、皆さんも御存じのとおり、やっぱり冬場になりますと黒っぽい服ですので、皆さん、きょうもほとんどの方が黒っぽい服でございますけれども、そういうことが主な原因になるかと思えます。

夜間ですと、運転者から歩行者を確認できる距離というのは、黒っぽい服では30メートル、明るい服では50メートル、反射材をつけていると100メートルから120メートルということでございますので、ぜひ歩行者の方は明るい目立つ服装、それからかばんや靴などにも夜光材をつけたりとか、夜光たすきを着用するなど、自分自身の存在を運転者に知らしめるという心がえをぜひしていただきたいと思えますし、また自転車や運転者の方は早目にライトをつけていただいて、自分の車を他の人に知らしめるということをやっていただきたいと思えます。

市としまして、交通安全教室や高齢者の世帯訪問の際には、こうした重要性をお伝えしておりますし、広報、ホームページ、防災無線、そして今月も自治会長会議で交通会長さんにお世話になって、夜光たすきの着用の励行と自転車の左側通行、これの徹底などについて、ちょっとお話をさせていただこうかと思っております。

ぜひとも皆様におかれましても、きょうから夜光のものを着用していただくなり、またいろんな会議とか、自治会で、ぜひとも光るものをつけなさいよということでみんなの力で周知をしていただいて、ぜひとも無事故で明るいお正月を迎えたいと思えますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 本市の子供たちの交通事故の発生状況について、まずお話をします。

前年度比78%で、減少傾向にあります。また、ことしは入院を要する大きな事故も起きておりませんが、12月現在ですが。昨年もことしも、自転車乗車中の事故の割合は大変高く、昨年は交通事故のうちの74%が自転車の使用中でございました。ことしはさらに高く、86%になっております。児童・生徒の交通事故のほとんどを占めていると言っても過言ではありません。自転車で事故に遭った全ての児童・生徒が、ヘルメットを着用しておりました。

発生の時間帯は、議員の御指摘の薄暮の時間ということで、18時から19時までが昨年27%、ことしは36%と多く発生をしております。16時から19時までという範囲で見ますと、比率は50%以上になります。御心配していただいておりますとおり、薄暮における交通事故の発生率は極めて高いという状況です。

学校といたしましては、薄暮の交通事故を防ぐために、日没が早くなった10月ごろから、小学校においては下校時刻を15時50分、遅いところでも16時15分と早めております。中学校でも、最終下校を16時30分から35分と早め、薄暮への対応をしております。

また、小・中学校とも一年を通して、日課が変わって下校時刻が早まるときや長期休暇の前には、必ず児童・生徒に交通事故防止について、集会の場や校内放送によって指導しております。あわせて、保護者へも注意喚起の文書を配付して、事故防止対策に努めております。

ちなみに、お帰りチャイムが今一番早いんですが、10月11日から1月31日までは16時30分ということで、それよりも早い段階で帰れるようにということで指導しております。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、総務部長も教育長も、中学生だけではないんでしょうけれども、薄暮の時期は危険であるということも、お互いの共通の認識だということで確認をしたわけがございます。

教育長がお話しされました、特に中学生の下校時の自転車のことに関してですけれども、2年前の12月議会において、私は市内の小・中学生の登下校時の安全についてと質問をさせていただきました。教育長より、子供の命を守るために全市を挙げて取り組んでいるとの御答弁をされております。

私は、当時、市内において中学生の自転車での事故が続いたことにより、その再発防止策をお聞きした記憶があるわけですが、特に自転車通学の生徒に対して、学校側の指導体制を質問させていただきましたところ、その答弁は、ヘルメットは必ずかぶる、かばんは必ず荷台に縛る、その他交通ルールを守って安全に通学することを毎年指導し、違反した場合、反省文、許可取り消しと、段階を経た指導や、違反報告書により改善を求める指導を実施しているとの御答弁でございました。

今回お聞きしたいことは、特に下校時でございますが、中学生の自転車運転マナーには、大変いかがなものかということを感じておるからでございます。ややもすると、車のほうがどいてくれるのではないだろうかみたいな運転をよく目にするわけでございます。並列運転は、時に3列、4列、我が物顔で下校していくようすにたびたび出会います。また、一旦停止をせず飛び出してくるなど、本当に危険な運転に出くわします。

御承知のとおり、自転車の運転については最近特に厳しくなりました。

教育長は、2年前、さらに自転車は被害者になるだけでなく加害者になる可能性もあり、道路交通法の改正に伴い、自転車の使用について、改めて指導を強化する必要があると答弁されています。2年の経過というのは、中学校においては3分の2の生徒が入れかわるというふうに思います。2年間の御指導の状況と成果について伺いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 2年前に、自転車で、後ろから車にはねられたというような事件が続いたということで、大変悲しい思いをしたわけですが、その折にお話ししましたとおり、自転車の乗り方に大変問題があるということで、先ほど交通事故で自転車の使用中の事故が大変多いということをお話しさせていただきましたが、幸いにもヘルメットをかぶっていた者が全員であったということが一つの成果かなあと思いながら、議員の指摘されるように、飛び出しや斜めの横断とか、信号無視とか、そういった交通ルールを守らない姿というのは、私も目にする場面があります。

こういったことについては、繰り返し繰り返しの指導という、そこしかないのかなと思いますが、各学校において、新学期早々に新年度の交通安全教室を行っております。その方法につきましても、特に自転車に乗って練習をすとか、警察とも協力をしながら、また地域の交通安全サポーターにも御協力をいただきながら、安全指導を受けた後に自転車に乗って練習をしたり、本田技研自動車にシミュレーターというのがあるそうで、シミュレーション機械を用いて実践につながるような体験的な学びも今始めております。

小学校では、集団下校等を行うために横断旗の使い方等、その歩行においてもそうですけれども、子供たちにドライバーとアイコンタクトをとって横断するという、これが自分の身を守る一番のコツだということで、また指導を重ねておるところでございます。

これは、交通事故や何かに遭うのが、登下校に限らず、下校後の家庭生活の中で結構頻繁にあるものですから、これは繰り返し繰り返し指導して、子供たちの心に入っていくように努めていきたいと、もうそれだけしか答弁できません。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 教育長のおっしゃるとおりだというふうに思います。みずからの安全

はみずから守るとの意識を育むために、児童・生徒一人一人がさまざまな場所や、自分自身の行動などに潜む危険を予測し、回避する力を身につけることが大変重要であると考えます。

そのために今教育長もおっしゃいましたけど、各種小・中学校においては、交通ルールの遵守や正しい交通ルールのマナーについて理解させるとともに、子供自身が通学路や地域の危険箇所を確認する安全マップを作成することや、イラストを見て危険を予測し、安全な対処方法を具体的にイメージするトレーニングを実施しているなど、実践的な取り組みを行っているところもあるそうでございます。

こうした取り組みを一層充実することにより、児童・生徒が主体的に判断をし、安全な行動ができる資質や能力、意識を高めていくことが大事だと思いますし、またその指導のあり方、児童・生徒が主体となっているかどうかということも、今、教育長のお話の中で、教育をされる側ではしっかりそのことをお話しされておると思いますし、一番肝心なことは、その児童・生徒が、自分たちがその主体者であると。言われておるから、指導されておるから聞くのではなくて、その意識を本当に高めているのかどうかということが非常に大事であるというふうに思います。

そこで確認の意味でもありますが、要するに道路整備も十分でない通学路がまだまだ当市にはあると思います。自治体においては、行政機関、学校、警察、住民などがばらばらで行っている活動を一本化し、地域全体が協力し合う交通安全対策が講じられてきているそうですが、その点について、当市はどのような連携をとられておるか、ちょっと確認の意味で教えていただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 市内至るところに交通事故の危険箇所があるということで、私ども教育委員会といたしましては、市のPTAの校外生活の委員会の方々の御協力を得て、毎年度、各学校から子供たちの通学を中心に、ふだんの生活の中での危険箇所、交通安全、防犯、それから増水とか、ああいった災害における危険箇所ということで、いろいろ情報をいただいております。ちょうどきのうも穂積小学校さんが見えましたが、私どもは通学路の安全ということで、そういう情報をいただきながら助言をして、こういうふうにしたらどうかというようなことを言っておるんですが、あわせて都市整備の方もその後来ていただいて、道路整備について、そして私どもからは総務部のほうに公安の関係で、点滅の信号機とか、そういったものについての改善要望というか、そういったものもお伝えをしているということが、教育委員会としてやっておるところでございます。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 当然、中学生のお子さんだけの安全・安心のためではございませんけ

れども、今、教育長がおっしゃったように、行政の縦割りだけで終わることなく、横の連携もしっかりとれておるのかどうかということの確認でございます。

十分ではないかと思いますが、まだまだこれからでもいろいろ御検討をされることあるかと思いますが、大事なことは、今お話ししたように、この質問に関しては薄暮時の交通事故が多いということで、そこを行政、また地域住民、皆さんが一緒になって取り組んでいかなければいけないということを確認させていただきました。今後も、大変かと思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

最後の質問に移ります。

災害に強いまちづくりの観点から、まず最初にお伺いします。

25年度に作成予定をしておりましたハザードマップの延期の理由をお聞かせください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 現在、皆さんにお渡ししてありますハザードマップは、現時点では一番最新の情報が入っております。

それで、ことしになりましてから、実を言いますと、国のほうから洪水については浸水深ですね。深さの表示の方法を少し変えますよという通達がございました。それから岐阜県のほうからは、地震に関する想定震度を少し変更するという御案内がありました。それで、私のほうも6月の議会に合わせて補正予算をお願いしたところでありますけれども、先ほど言いましたように、洪水の深さそのものについては、データとしては新しいデータが出てこないということでございます。

見方でございますが、ちょっときょうお帰りになれますと、水害については真っ青だなというイメージがたくさんあるかと思いますが、5段階に分かれておるとは思いますが、それが3段階に変わるというのが今回の変更でございます。

その3段階というのは、50センチと床下と床上という判断でございます。50センチというのは、50センチ以上になりますと、もう人間は歩けないよという数字が50センチでございます。それから3メートルという数字が出ていますけれども、それは床下と床上の差ということで、これの変更があったのみということでございますし、地震については、皆さん地震のハザードマップを思い出されますと、真っ赤かというのがあろうと思っておりますけれども、南海トラフの影響は6弱、それから養老、桑名、四日市の影響は6強ということでございますので、見直しましても真っ赤になるということでございます。

そうした点で、もう少しハザードマップのつくり方そのものを見直してはどうかということで、今回、新しいデータが出てこなかったというのが主でございますけれども、少し見合わせまして、新しい方法を一度検討したいということで見合わせております。よろしくお願います。

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 最初にこの質問を伺った上で、私は次に、市民協働参画の意味からも、ハザードマップ作成に当たり、企画の段階で市民の声、皆さんの意見をどのように反映されていますかというふうにお聞きする項目を出させていただいたんですけれども、これも私自身、本当にハザードマップと防災マップの相違が理解できておらず、まことに申しわけないんですが、ここでは防災マップの作成状況についてお聞きしたいというふうに思います。

防災マップがどのように今作成されているか、ちょっとわからない状況でございますけれども、その防災マップ等に市民の意見、また声は反映されているかどうかをお聞きします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、ハザードマップと防災マップというものがどう違うかということでございますが、どこの市町村も割とごたごたになっておるといのが現実だと思います。

それで、私どもがつくっておるのは一応ハザードマップです。要は水害、地震ですね。どんな被害が想定されるかということでございまして、またその際の公的な避難所等はどこにあるかというレベルでございますので、これは本当のハザードマップでございます。

今言われる防災マップといいますと、またこれに基づいて、御自分の地域で一番最初に集まる場所はどこかと。近くに小学校とか中学校があれば、最初からそこへ行かれるかもわかりませんが、多分どこも一番最初にあったときには、公民館とかお寺とかが最初に集まる場所だよと、そういうことを頭に浮かべてみえると思いますし、自分の地域の近くにはどういう行政官庁があるかと。それから消防施設があるかと、コンビニがあるかと、要は防災に関する、交通安全でいいますと、交通安全マップなどがつくられておりますけれども、防災に関するそうした情報を入れたものが防災マップということですので、なかなかハザードマップと防災マップのすみ分けというのが難しいところがありますが、多分ぐちゃぐちゃになっておるといのが今現在かなあと思ったりもしますが。

できることならば、防災マップというのは、地域の皆さんで話し合っていて、自治会とか、校区ですね。一番いいのは校区ぐらいで、それぞれの校区の中でどうするんだという話し合いが持たれて、その結果を皆さんでマップにするという話し合いがされれば、今言われたように、市民主体の皆さんの意見を聞いた防災マップということですので、私どもも自治会でいろんな話し合いを持ってくださいよと、それから校区でまとめましょうよということをお願いしておりますけれども、その中には防災、福祉を中心にしがてら、防災であれば危険な場所、それから避難路とか、ここで本当に避難所はいいかという話がされて、それが表示をされるような防災マップができるのが理想かなと思ったりもしますが、その前段階としていろんな話し合いを持てたらいいなと思っておりますので、自治会なり校区などでDIGです

ね、図上訓練。地図もありますので、そうした訓練とか、話し合いのもと、そんなマップができるといいかなあと思っております。よろしくお願いします。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、次にお聞きしようと思った質問を早瀬総務部長に言っていたいた感じがします。本当に簡単なことではないと思いますけれども、防災マップの重要性というものをもう少し徹底すべきであると考えます。

今現在、市で使っておるハザードマップのような一枚物ではなくて、私は再三、自分自身の提案で思うわけですけど、冊子タイプで、今、総務部長がおっしゃったように小学校区別ぐらいのもので防災マップ、しっかり地域の方の声を聞きながらつくられてはどうかあと思えますし、また先ほどお話ししたように、簡単なことではないと思いますけれども、そういったものが有事のときに一番効果が発揮されるのではないかなというふうに思います。

また、先ほどの通学路の危険な箇所も含めて、この防災マップに対して、小・中学生の意見も取り入れてはどうかあというふうに思うわけでございます。もう既に入っておればと思うんですけども、東日本大震災のあの3・11の教訓では、「釜石の奇跡」で紹介された地元の中学生が率先して地域のお年寄りなど、住民の避難に必死で頑張ったというふうに教えていただきましたし、記憶しておるわけでございます。学校の教育の一環として、児童・生徒の地域の防災マップの作成を依頼されてはどうかあというふうに思うわけでございますが、これは質問事項の通告にうたっておりませんけれども、もしよろしかったら教育長に、そのような中学生等に地元の防災に関して、考えをお聞きできればと思います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 小学校・中学校とも、特に小学校においては、親さんの参観の日の帰りに一緒に安全点検をしながら下校するとか、そういった取り組みも行われておる。それは特に交通事故とか、危険な箇所ということで、学校によってはそういうマップができ上がっているような動きもあるところですが、今御指摘いただいた「釜石の奇跡」の中学生が防災にかかわって動き出すということは、大変いいアイデアだなと思いますので、また校長等にもそういったアイデアをお示ししたいなと思います。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） そんなことも含めまして、災害は地震等だけではございませんけれども、次の質問の項目でございますが、当市は水害での教訓、昭和51年の9・12水害に対して、この地は大変な水害に見舞われたわけでございますが、私も地元瑞穂市の出身ではございません。当時高校生でございましたけど、他地域に住んでおりました。

この水害から37年が経過し、今現在、他市町からも転入される方も非常に多く、御承知のとおり、この市は人口の増加を続けておるわけでございますが、排水機場の整備等も行われ、より安心なまちづくりに着実に進んでいるとは思いますが、今の教訓の意味からも、当時の水害の水位表示が、これは私、全部調べたわけではございませんけれども、非常に少ないのではないかなというふうに思っておるわけでございますが、その水位表示の設置と整備の必要性についてお聞きします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今現在、昭和51年の9・12の災害のときの水位の標識は、市内には14カ所でございます。その場所については、実を言いますとハザードマップの中に入っておりますけれども、今回、御質問を受けて、これはやっぱりわかりにくいということで、再度ホームページのほうで掲示しましたので、一回またぜひごらんをいただきたいと思います。

やっぱり水害の状況をマイナスにとられることなく、いろんな情報をしっかりと整備をしていくということは非常に大事だと思います。ですので、この間の9月4日のゲリラ豪雨もありましたけど、その反省点を踏まえて、一部この間の広報にも情報を出しましたし、うちのほうの整備もきちんとして、次に引き継げるようにという対策は練っておりますけれども、こうした情報というのは、きちんと残していく必要があるかなと思っています。

また、9・12以降、御存じの方もあろうかと思いますが、かなり堤防等もかさ上げされていますし、排水機場もほとんどが見直しをされたということで随分変わってきておるかと思いますが、先般のゲリラ豪雨みたいな、私たちが想定もつかないような雨も降りますので、今後に備えて、またいろいろと対処していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） この声はたくさん市民の方からも聞きますので、今総務部長がおっしゃったように、前向きに検討していただけるかというふうに思います。

次の、土のうステーションの設置と災害用携帯トイレについては、一括でちょっとお聞きしたいと思いますけれども、先般、総務常任委員会で、穂積小学校に設置してある防災倉庫の視察をさせていただきました。率直な意見として、防災倉庫の中身に関してはまだまだ十分とは言いがたいと感じましたが、現状では、この段階として、毎年予算立てをして随時備蓄されていかれることと思います。

ただ、ことしの9月に、瑞穂市での、今お話にも出ました集中豪雨のような事態に備えて、東京の江戸川区では土のうステーション、土のう置き場を設置してあるそうでございます。水の浸入を防ぎたくても土のうがない。決まった場所に備蓄されていれば安心かというふうに考えます。さらに心配されるのは、例えば大規模地震が発生後、現在の社会インフラ、これは電

気、ガス、水道等を含む社会インフラでございますが、壊滅的な被害が出たと想定した場合、一番に復旧に時間がかかるのが水道であるというふうにお聞きしました。

さらには、水害等で1階が床上浸水などの被害を想定した場合、1階にしかトイレがない場合、その瞬間からトイレの使用に事欠くことになる想定されます。災害用携帯トイレの普及・啓発についてお聞きしますが、実はこの問題というのは、市の備蓄レベルというものではないというふうに思っております。災害時の自助意識の向上のため、各家庭がしっかりと事前に用意できるよう、啓発・啓蒙が必要だというふうに考えます。

また、先ほどの庄田議員から話がありましたヒアリングのほうで少し見させていただきまして、この備蓄倉庫ということに関しては、トイレというのはいなかったような気がするわけでございますが、要するに各家庭が、先ほど言った自助の意識を高める上でも、そういう啓発活動が必要であるというふうに思いますけど、お考えを伺います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 9月4日のゲリラ豪雨では、市内では1時間に多分100ミリに近い状況であったことは事実でございます。正式に言いますと、2時間の雨量で130ミリというデータになってしまいますので、今お答えした状況になるかと思えますけれども、そしてあちこちのアンダーパスですね。JRの下とか地下道等は水浸しになってしまいました。そして、一部の御家庭とか事業所でも足元まで水がついたという状況で、市では建設業界とか、いろんな事業者さんでつくっている緊急対策協力会と、それから消防団の協力を得て土のうをつくりまして、基本的には一部堤防等の越水を食い止めた。それ以外に一部お配りした部分がございますけれども、そうした砂等については、水防倉庫や水防センターに用意はしてあったわけでございますが、何せあちこちで交通渋滞を招いたということで、なかなかそうしたものが十分できなかったということで反省をしております。

それで、私どもとしては、各分団のほうに土のうステーションみたいなものを設置してはどうかということで検討を進めてきておりまして、各分団に最小限の土のうの砂を置けないかなということで進めておりますし、土のう袋等も各分団等で用意をしていきたいと思っております。

また、各御家庭につきましては、大変申しわけないんですが、それぞれ御家庭において簡易土のうとか、ブルーシートなどを十分使っていただくなり、日ごろからそうした準備をしていただきたいと思いますし、そのあたりをまた周知していきたいと思っております。

あくまで、市とか消防団というのは、堤防とか道路とか、地下道の入り口をとめるとか、そういうときにということでございますので、各御家庭においては各御家庭でお願いをしたいというふうに考えております。

それから携帯用トイレでございますが、携帯用トイレといいますのは、中に凝固材とか消臭

剤の入った袋と。この袋を洋式トイレ等にかぶせて、排せつをした後に丸めて通常のごみとして処分をするというのが携帯用トイレでございます。簡単に言えば、赤ちゃんの紙おむつのようなシステムになっておるわけでございますけれども、それで私どもも災害時には、基本的に携帯用トイレということで、今、市のほうも備蓄をしておりますし、先ほど議員が言われたように、各家庭でも非常持ち出し袋の1品として携帯用トイレを持っていただくように、私どももいつも周知をしております。出前講座とかホームページ等でも、そうした物件を御用意くださいということで周知をしておりますし、今後、さらにそうした周知を徹底したいと思っております。

多分地震等が揺すった場合には、水等についても自動的にとまってしまうだろうと想定されますので、基本的にはトイレというのは非常に大事な部分でございますので、こうした携帯用トイレというものを各自で準備していただくなり、私たちも備蓄をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、先ほど防災倉庫について見学をさせてもらって、中身が少ないんじゃないかというお話が少しありましたけれども、今現在のことし、来年で終わりますと他の市町村と並みのものがきちんと整備されているという状況でございます。

それで、実際はといいますと、今国のほうが1週間分に耐えられるものを準備してください。つまり何を言っているかといいますと、まず自分のところでできるものは自分で、もしできなければみんなで協力し合ってやってくださいよと。昨年までは3日間でしたけれども、やっぱり東日本大震災を踏まえますと、どうしてもずたずたになってしまうということがありまして、1週間分ということでございますので、当然私どもの防災倉庫は避難所で最小限のものではございますけれども、皆さんの御家庭、それから地域においても、自主防災組織ほうへの補助金は全国的に一番高いレベルになっております。私どもは、静岡県を見本にして見直しをさせていただいておりますので、各自治会においてもかなり整備が進んでいます。各家庭、それから自治会、そして市役所ということで、みんなで協調し合っていけば、大きな災害は乗り切れるだろうと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 倉庫に関しては、やはり各家庭がしっかり自助の意識を高めていく、また変わってきておるのではないかなというふうに思うわけでございますし、行政は何もしてくれないというような声ではなくて、各個人でしっかりそろえるものはそろえていくというふうに考えることが必要であると、私も同じように思います。

また、携帯用トイレに関しては、ある自治会ではその重要性の高さから全世帯に啓蒙、また啓発をされておるところも聞いております。

最後に、防災無線の設置状況をお聞きするわけでございますが、いまだに市内の至るところで防災無線が聞き取りにくい、また全く聞こえないとの声に対して、今現在、市で対応しておられる今後の対策についてお聞きします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 防災無線につきましては、今現在77カ所に設置がしてございます。高い建物ができたりとか、道路際で交通がふえましてとか、宅地がふえてくることによって、やはり聞きにくいというエリアもございます。

そうした御意見等をお聞きさせていただきながら、私どもも調査をしまして、今年度は一応5カ所の増設を進めております。そして、来年度以降につきましても、そうした箇所を少しでも解消したいということで、何とか予算のほうをお願いできんかなというふうに考えております。

ただ、1つお願いしたいのは、こうした防災無線というのは、本来、屋外で聞くというものでございますので、皆様の住宅というのは非常に今機密性が高くなっておりますので、ぜひ放送が始まったら少し窓をあけていただいて聞くということをお願いしたいと思います。

そして、防災無線のみならず、今携帯電話をほとんどの方がお持ちだろうと思います。地震であれば5弱を感知すれば気象庁から携帯電話屋さん、そして携帯電話が自動的に鳴るようになっておると思いますので、この夏にありました。これは誤報でしたけれども、ほとんどの方がこの防災無線と携帯電話で感知されたかと思えますけれども、防災無線のみならず、聞きにくいところは防災ラジオとか、それからFM78.5ですね。FMわっちを聞いていただくなり、何らかのそうした情報が入ったときには、一応テレビとかラジオとかいろんな情報を一回確認していただいて、まず自分の命が守れる行動をとっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 防災無線も大切ではありますが、今、早瀬総務部長がおっしゃったように、FMわっちのことをお話ししようと思ったんですけれども、さっきの総務委員会の協議会において、現在のFMわっち、「もくようみずほ」について、市民の方の認知度がまだいまいち知られていないというような報告を受けたわけでございますけど、それこそ先ほどお話しした市の公用車に「78.5」のシールでも張って、皆さんに啓蒙・啓発をされるようなことで、この78.5が、いかに市内において防災のときに役に立つというか、こういうものを市でやっておると広く知っていただくような思いで、これだったら公用車に張って走らせても企業じゃないというふうに思うわけでございますけど、今の防災無線も随時やっていただいていることだと思えます。また、携帯の話もありましたし、またFMわっちも含めて、しっかり市民

の方に、有事のときに、肝心なときに正しい情報が伝わるようなこと、いち早く伝わることを目的としておるわけでございますから、考えられることはしっかり考えていただければというふうに思います。

そのことも含めて、最後に、市長は今回瑞穂市の予算編成方針の中で、職員の方に10年、20年先の次世代、後輩たちへあなた方職員はどんな思いを託しますかというふうにお話をされて、また抜粋ですけれども、職員の皆さんも市民ニーズを的確に把握し、英知を絞って、費用対効果を絶えず念頭に置きながら、市民の福祉の増進を図るよう努めてください。また、飛びますが、何がまだできていないのか、何が他市町よりおけているか、職員の皆さんはわかるはずです。そうした部分に視点を当て、計画的に進めることが行政の責務であることを認識し、予算編成に臨んでいただきたいというふうに強く要望されております。

このことも含めまして、明年4月からは現在の5%から8%に消費税が増税されるわけでございます。景気の回復も、いまいち実感のつかめない現状でございますが、こんなときこそ徹底した無駄を廃止し、市民協働参画の名のもと、皆で英知を出し合って、市民の発展のために取り組んでいくべきだというふうに考えるわけでございます。

せっかくですので、ちょっと時間がございますので、市長に自主財源等のことで御意見を賜ればと思いますけど。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） それでは、若井議員から私のほうに通告はなかったわけでございますが、予算編成方針について訓示しましたことにつきまして、改めてどういうことを申し上げたかということをお話し申し上げたいと思います。

新年度予算編成に当たり、私の所感を申し述べるということで職員宛てです。

合併10周年の節目を迎えた瑞穂市は、次の10年、20年先に向かって新たな一步を踏み出しました。しかし、昨今の地方行政を取り巻く環境を俯瞰すると、楽観視できるほど決して明るい状況下にはありません。

今、全職員に問いますと、10年前、この地の未来を信じて市町村合併を選択した先人、諸先輩の思いは引き継がれているでしょうかと。さらに10年、20年先の次世代、後輩たちへあなた方職員はどんな思いを託しますかと。このことを職員一人一人が胸に刻み、よいものはさらに発展させ、見直すものは見直す、改めるものは改めるという決意のもと、常にスクラップ・アンド・ビルドを心がけるようにしてくださいと、このようにですね。

さて、新年度は消費税率の改定、番号制度成立に伴う社会保障、また税番号制度の導入、支援、第3次一括法成立に伴うさらなる地方への情報移譲と、今まで以上に地方行政の事務負担がふえてきます。また、全国的には人口減少、その次に大きな政策課題となる中、瑞穂市は県下でも類まれなる人口増が続いておりますまちですが、まず市民ニーズの多様化、行政需要も

高まり、その質も変化しておるという中で、今申し上げたことについて、しっかり十分かみしめて、これからの行政運営に取り組んでいってほしいと、こういったことを申し上げておるところでございます。

消費税が、確実に来年の4月から上がってまいります。市民、また国民に痛みを伴わせるでなく、それに合った住民サービスをしっかりと取り組んでいくということが我々の課題ではないかと思っております。

英知を結集しながら、職員と一体となって取り組んでまいりますことをお約束を申し上げながら、私の答弁とさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 以上をもちまして、公明党会派代表としての12月度議会の質問を終わります。

議長（星川睦枝君） これにて公明党、若井千尋君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は11時10分とさせていただきます。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時12分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、民主党瑞穂会、松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 議席番号8番、民主党瑞穂会、松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、私のほうは今後10年間の市の主な事業と財政について、それから消費税率引き上げに伴う市民生活への影響と増税対策について、この2点を質問します。

最初に、今後10年間の市の主な事業と財政でございます。

早くも、合併以来10年が経過をしました。この間におきまして、大型事業等が推進をされておりまして、例えば給食センターの統廃合、こういった事業を17.7億円を使っておりまして、下犀川橋のかけかえ工事で14.8億円を初めとする各事業を進めてきました。その結果、総事業費としまして140億円近くを費やしておるわけです。そのうち合併特例債の適用で88億円となっております。

この10年間で全ての事業が完了したというふうには思いませんけれども、将来の瑞穂市の安心・安全、魅力のあるまちづくりを進めていくには、今後の10年間の主な事業と、それに伴う事業費について執行部からお答えを願いたいと思います。

あとは質問席からいたします。よろしく申し上げます。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） それでは、教育委員会の関係から、今後10年間の主な事業、1億円以上かかる事業について答弁させていただきます。

まず、小・中学校等施設管理維持計画、これは皆さん方にもお配りしておりますが、ここからの抜粋ではありますが、平成26年から30年までに1億円以上の、いわゆる大規模改修と言われる工事を計画しております。ここには校舎の建築、設備、空調、給排水、トイレの洋式化、プールの改修、体育館の改修等、いろいろ含んでおりますが、今後26年から30年までの間に小・中学校13件で総額が23億8,500万を計画しております。また、維持管理計画とは別に牛牧小学校の増築、これは27年に2億4,600万を計画しております。

次に、生涯学習施設維持管理計画からですけれども、こちらにつきましては、今年度計画しましたので来年度からですが、主なものは、平成28年、29年、30年の3年間に総合センターの改修ということが上がっておりまして、低温水の更新とか、大ホールの調光機のオーバーホール等、福祉棟の室内機の更新等々ありまして、3年で合わせて5億5,100万、そのほかに（仮称）大月運動公園の整備等がございます。以上です。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） それでは、民主党瑞穂会代表の松野議員の質問にお答えいたします。

私どものほうの部では、1億円事業といたしまして、継続になるわけでございますが、主要幹線道路西部環状線の国道21号横屋交差点までを計画しております。どうしてもJRの下をくぐるということで、23億円を考えております。

それから2点目といたしまして、公園整備事業といたしまして、今年度で用地、あと残り公園緑地等基本計画、17年から37年の計画にのっとりまして、27年度で行政区域内での面積1人当たり6.3平方メートルを目標に持っております。一応、来年度予定している穂積の野口の公園をもちまして6.66平方メートルの目標が達成できるということで、それに伴う整備のほうの工事といたしまして4億7,000万円を思っております。

それから、野田橋歩道橋が今詳細設計に入っております。その費用。来年、再来年で何とか完成したいと思っておりますが、それが3億円。それから柳一色歩道橋に関しましては、この計画の中で野田橋が一応のめどがつき次第、図っていきたいと考えております。

それから、本田地区の魅力ある市街地づくりといたしまして、本田区画整理事業、今まだ準備段階でございますが、本通りが着手されることを前提に3億円を考えております。これは、全て1次総合計画後期基本計画に基づくものでございます。以上です。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） 私のほうからは、公共下水道事業につきまして説明をさせてい

たきます。

公共下水道の事業計画につきましては、平成22年度に全体計画を策定いたしまして、そのうち汚水事業につきましては、市街化区域と集合処理が効率的となります区域の全てを整備した場合、事業開始から30年間で約400億円の概算事業費となる財政シミュレーションを示させていただいております。この財源につきましては、国庫支出金が約148億円、起債が約213億円、受益者負担金が15億円、市費が21億円であります。起債のうち、交付税算入されるおよそ35%といたしますと、その額が75億円と想定しているところでございます。

事業費としましては、今申し上げます数字でございまして、今後10年間とおっしゃられますと、いまだ事業着手には至っておりませんので、少し具体的な数字というのは控えさせていただきたいと思っております。

今、全体事業で申し上げました事業につきましては、その30年間で、できるだけ基金等を積み立てて事業の平準化を図ってまいりたいと考えております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 今の各担当部から 1 億円以上の事業について、将来の事業についてお答えをいただきました。

ここで企画部長にお尋ねしたいんですが、2点と3点目の項目を一括して質問をいたします。

2点目は、第1次総合計画の後期基本計画、これは平成24年から27年では、本市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、基本方針を定め、中・長期的な視野に立って策定し、事業を実施する。また、新市建設計画は、新市建設の根幹となるべき事業と、政策、公共施設の統合整備、そして財政計画の立案となっております。そういった事業が本当に精査された事業か。

それからもう1点は、監査からもいろいろ指摘事項があるわけですがけれども、各事業の見直し、あるいは市債の償還等であります。また、中・長期的な視野に立った財政基盤、そして運営に当たっては、市民が満足するまちづくりに努めなければならないというふうに言っております。したがって、財源の裏づけ、それから精査された事業かということでお尋ねをしたいと思えます。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 松野議員の御質問は、新市建設計画における適切な事業であったかどうか。また、市では十分な精査ができているかという点になるかと思えますが、この新市建設計画は、新市誕生から合併を目的に作成されたものでもあり、平成24年度までの10年の計画でしたが、東日本震災の関係で合併特例債の活用必要性が生じ、5年間延長することができています。

当時は、現在の社会情勢、経済情勢とは大幅に乖離しており、特に三位一体改革の影響など

は加味されていません。しかし、その理念、構想等は第1次総合計画に引き継がれ、現在に至っており、現在は後期基本計画に移行しています。自治法上の改正により、総合計画の義務づけが廃止されていますが、当市においては、議会議決をいただいて、継続して義務づけをしており、主要事業についても実施計画で明らかにしています。

御質問の、新市建設計画を検証するに当たり、例えば人口の予想は5万人、世帯数は1万9,900世帯を24年度において見込んでいましたが、人口はさらに伸び、世帯数は下回るということになっています。

新市建設計画における将来像は、快適で住みよい活力を生み出す創造都市ということで、3つの目標、7つ基本方針から成り、それぞれに主要事業がございます。その事業の中には、いろんな問題があっておくれているものも一部にはありますが、この新市建設計画により整備されたものがほとんどであると考えています。

具体的には、犀川遊水地公園、生津スポーツ広場、公園の整備、緑化事業であるグラウンドの芝生化、治水対策である排水機場の整備、防災計画、備蓄計画、コミュニティセンターの事業、ストックヤードの整備事業、給食センターの統合、市民主体のまちづくり、市民協働などで、これら全て新市建設計画により適切な事業であったと理解し、精査しているところでございます。

2点目の、財源の裏づけについては、合併特例債、臨時財政対策債、あるいは基金などで健全に運営がなされてきました。各年度の決算報告など、関係資料において御理解していただいていると思います。監査において指摘された事項に関しては、包括外部監査も含め、指摘事項には必ず措置状況を報告しながら、計画性を持って努めてまいりました。

以上で答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 質問事項がたくさんございますので、簡潔に答弁もお願いしたいと思いますけれども、こういった事業は公共的といいますか、そういった事業が本当に大変を占めるということでございます。

合併したときに、市民からいろいろアンケートといいますか、そういったものをとったと思いますけれども、市民の要望としては、防災、あるいは子育て支援、医療福祉の充実、あるいは市民病院の建設、コミュニティーの関係でセンターの建設、あるいはJR穂積駅の周辺の整備、こういったものの要望が多岐にわたります。今後の10年間の事業計画の中に盛り込んでありませんので、やはりそういった声を重要視しながら、今後そういった政策を取り入れていただければというふうに思います。

次に、財政のシミュレーションに行きます。

財政は日々月歩していますので、何とも言えませんけれども、平成22年の5月の最終版からの資料で行います。

普通会計では平成23年度159億円、平成24年度では148億円という予算規模でございますが、平成31年では137億円となっております。これらの減った要因と申しますか、合併特例債の関係で地方交付税が減少する。したがって、市税では毎年減ってきますけれども、逆に言いますと、今度は市税のほうで1億円毎年ふえるという予測もされておるわけですね。予算規模としては10億円減ります。要因は、合併特例債の関係ですと。しかし、税収のほうでは1億円毎年ふえていくという算定になっておりますけれども、その根拠。

それから、歳出のほうで大きな問題は、平成31年度には、現在の土木費が3分の1の7億円になると、こういうふうにも査定をされておりました。インフラが本当に大丈夫かなあということも懸念をしておりますし、基金の問題もございました。基金は現在、平成21年で76億円あったのが、平成31年では逆にマイナスになるというような査定もされておりますし、それから財政力の問題でありますけれども、指数も非常に悪くなるということで、岐阜県の県政の財政と同じような道をたどっていくのかなあという危惧をするわけであります。したがって、やはり財政基盤というのは確立をしていただいて、健全財政のもとに行政運営をしていかなければならないというふうに思っております。

それから、もう1つ行きますけれども、当市の標準財政規模、当市に見合った財政規模は104億円と言われております。けれども、決算では154億円、その差が50億円あるわけですが、これは不足分については国庫支出金や市債の発行、あるいは県の支出金などによる依存の財源というものでございます。現在の景気の状態から判断すれば、1つ、当市の身の丈に合った行政もやってはどうかあと思うわけですが、そういったときの市民への影響と申しますか、そこについてお尋ねします。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） お答えいたします。

平成22年にお示ししました市の財政シミュレーションは、当時の経済情勢、リーマンショック後の地方財政衰退が危惧されるところ、将来の展望が見えぬ中で、瑞穂市はこれからどのような財政運営をするかというような観点からお示ししたものになります。

その後の情勢変化を踏まえて、平成23年度末に改めて後期基本計画に組み込み、財政計画もお示ししております。ただし、昨今の社会情勢、経済情勢は目まぐるしく変化しており、先を見通すことは厳しくなっていると考えています。

この時点のシミュレーションについて少し説明しますと、市税の試算については、この間、平均すると、議員御指摘の1年に1億円の伸びとなっておりますが、平成31年度には税収が66億円となっております。平成24年度のシミュレーションでは税収が60億ですが、平成24年度の決算

では、それを上回る64億となっており、これが先ほど申しました三位一体改革の影響があると考えられます。

また、土木費において普通建設事業費が3分の1になっていることは、この歳入の不足分をどこで補うかということになり、基金積み立てであったり、建設事業になっているものでございます。

このシミュレーションも同様ですが、今後においても、このような歳入不足をどこで補うかということが課題になります。このシミュレーションのような手法に頼らざるを得なくなるといことも考えられます。これからの地方交付税の合併による特例が次第に少なくなっています。考えられる範囲で対応しなければならないと考えています。

そして、現在の財政状況になりますが、健全とはいえ、分析数値は少しずつよくない方向にという御指摘ですが、行政の施策を行うに当たっては、その時期、タイミングもあり、将来に負担をかけない平準化した範囲の中で確実に行っていきたいと考えています。一時的に財政指数が悪化することが今後もあり得ますが、一概に財政基盤の安定ばかりを意識し過ぎて、その時期、タイミングを逃さないことも必要であると考えます。

最後に、当市の標準財政規模は、平成24年度では104億円、平成25年度においても106億円となっています。当市の一般会計の12月補正後の規模では163億7,678万円となっておりまして、差し引き57億2,911万円が、国庫なり、県なり、地方債、前年度繰越金、基金等で賄っているものになります。この標準財政規模で財政を行うということですが、この影響、弊害はあるかということですが、財政規模の予算にすることは、まず第1に、市民サービスに影響が出ないように考えなければなりません。

当市のように基盤整備が必要な市にあっては、さらに基盤整備がおくれることも心配しますが、優先順位をつけながら、公平に、着実に実施していきたいと考えています。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 私たちが生活をしておる場合に、自分の収入に見合った支出でやっておるわけですがけれども、やはり過剰なサービスといいますか、そういったものもある程度痛みを分かち合うというような格好の政策等も今後取り入れると。それから行革をすとか、事業の見直しをすとか、そういうことも必要ではないかというふうに考えます。

次は、市税の話をしませんが、ここでは固定資産税の話をしします。

固定資産税は、平成23年度市税のうちの49.4%、24年度は47%、市税の大半を占めておるわけですね。一方、法人税のほうを見ますと6.5%、非常に低いわけですね。今後ますます少子・高齢化が進めば、医療とか福祉、介護、年金、こういったものの社会保障費が増大をします。

行政とか市民にとっては、その負担が非常に重くかかってくるわけでございます。

そこで、私は土地を有効利用して優良な企業の参入をして、そしてなおかつ雇用の拡大を図ると。そうすれば、法人税がふえてくるわけですね。そうしますと税の増収にもなるということでございます。

市街地区域の固定資産税というのは年々アップして、地権者というのは非常に負担が重いわけでございますので、いつまでも固定資産税に頼るのではなくて、企業参入というような格好で、そのためには組織改革といいますか、企業誘致課といいますか、そういったことも検討する課題ではないかというふうに思います。これについて、まずお願いしたいんですが。

議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 松野議員の質問のうち、まずもって市民部に係る税収の現状についてお答えをいたします。

市税の関係につきましては、私のほうからお答えさせていただくわけですが、議員御承知のように、合併後の市税の収入は、平成15年度57億100万円の決算をスタートといたしまして、順調に1億円ずつ増加しておりまして、平成18年度には60億3,000万円の後、先ほど森部長が言われましたように、三位一体改革の税源移譲、市民税等によりまして、平成19年度に6億円の増加となり、66億5,700万円となりました。さらに翌年、20年度には67億2,200万円と、ピークを迎えた状況でございます。しかし、平成21年度は、平成20年9月のリーマンショックの影響で約1億5,000万円の減少となり、翌年、平成22年度にもその影響が続き、約1億7,000万円の減少で、63億9,400万円を底を打った状況であります。その後、2,000万円、あるいは1,000万円の増加となって底固めをしている状況でありまして、平成24年度決算は64億2,700万円となっております。

なお、固定資産税の占める割合は、合併後47%から53.8%という幅で、また法人市民税については4.3%から9.1%の幅、また市県民税については31.4%から42.2%の幅で推移している状況でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 御質問の中の、企業誘致を行う専門的な部署についてというような御質問があったと思いますが、固定資産税、市民税に頼ることではなく、優良な企業で財源を確保するという観点からの御質問であったと思いますが、現在、企業誘致の担当は商工農政課にあります。瑞穂市においては、製造業の誘致、商業施設の誘致、どちらにしましても可能であるわけですが、限られた人員と事務量、いろんな課題もございまして、議員御提案の企業誘致課というものの新設は難しいのではないかと考えております。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 次は、合併以降、毎年500名近くふえてくるわけですね、人口が。その大半というのは若年層といいますか、そういう方であるというふうに思います。したがって、子育て事業とか、あるいは保育費とか教育費、医療費、こういったのは増加傾向にある。これは当然でありますし、現実には牛牧小学校の増築の整備も行われるということでもあります。

若いまちには活力ある、そして魅力あるまちではありますけれども、財政に対してどのような影響が及ぼされているかということと、もう1つは、2町が合併して10年が経過しました。この合併に対しては、地理的条件、あるいは歴史、経済面、こういうことから密接な関係があるということで、合併したということについては評価をいたしますけれども、まだまだ市の将来展望というものもしっかりと出ていないといいますか、私なりに解釈をするわけですが、一つの節目として、次のステップに向けてどのように考えておられるのかなあと。10年でいろいろな成果が出てくるわけですが、ちょっと早いですが、次の広域化に向けてどのような考えであるかということ、2点についてお尋ねします。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 御質問の、人口がふえることによるさまざまな試算的なものという御質問だと思いますが、人口がふえているわけですが、市内の中で均等に増加していれば問題や課題もないんですが、例えばある校区に限って人口がふえることが偏ると問題や課題が生じます。

その影響が、御質問にあるように牛牧小学校の児童数の増加による増築ですが、子供の数がふえれば保育に係る費用や教育に係る費用、医療費がかさみ財政に影響を与えます。若い世代が増加すると市税や固定資産税などの市税の増収も考えられますが、逆に市の負担もふえるということもあります。そのバランス、均衡がとれれば一番いいのですが、人口がふえるということは、市全体に活気や機運は上がるというふうに考えられます。

もう1点ですが、合併は評価しているということで、行政改革がまだ進んでいないのではないかと御質問ですが、職員の定数管理、補助金の適正な運用など、財政計画について計画的に適切に進めております。

瑞穂市に人口が増加しているということは、瑞穂市に人を引きつける魅力があると考え、さらに人々が集まる活気あるまちづくりが必要と考えています。

最後に、広域化に向けた検討をする時期にあるということですが、合併して10年、やっと市民も職員も一体感が出てきたように考えます。広域化の検討であります。平成の大合併が一段落した後は、国では道州制、県では定住自立圏構想のもと、広域化を推進していますが、どちらも進んでいるとは思いません。

当市においても、行財政上、広域連携は一つの施策とは考えておりますが、国や県の動向を

うかがいながら判断されるものと思っております。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） ありがとうございます。

次は、消費税の問題に行きます。

消費税に入る前に、現政権の安倍政権は、被災地の復興がなければ日本の再興はないと言いつつも、経済最優先と位置づけて、大企業、大都市が恩恵を受ける。一方、中小企業や消費者は、円安によりエネルギー価格や原材料の高騰、また生活必需品の値上げ、そしてもう一方のほうでは日銀が言っておるんですけど、日銀は物価を 2 % アップするというように、現在政策を推し進めているわけですけど、現在の安倍政権の経済優先、あるいは 2 % の消費物価の値上げというようなことの政策についてどのようなお考えなのか、まずお聞きを願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 松野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

消費税の引き上げ問題に関しては、さまざまな観点からいろんな意見があるわけですが、この消費税導入に関しては、民主党政権時代に道筋が示されまして、現政権下で決定がなされたものでございますが、国の判断は、国の借金が 1,000 兆円を超えた背景により、国の行く末を考えて、そして世界経済との関連というグローバルな視点から、さまざま検討されまして、導入されたというふうに考えておるところでございますが、いずれにしましても、この税率を 8 % にしましても、国の試算では 8 兆円ふえる見込みであるというふうに報道されておりますが、この……。

8 番（松野藤四郎君） そんな答えじゃない。現政権がやっておる政策はどう評価するかということ。

副市長（奥田尚道君） 最終的には、プライマリーバランスを国は変えなきゃならないというふうに考えておるんですね。そうなってきますと、国内総生産の GDP をふやす必要があるということで、アベノミクスなる経済対策が打たれているんだというふうに思っております。

ですから、これは国の施策でございますので、地方自治体がなかなか口を差し挟む余地はございませんが、GDP の改善を目指してのアベノミクスということでもありますので、3 本の矢がどのように効果が生じてくるか。それは不確かな部分もありますが、国の施策として、地方自治体としては見守ざるを得ないし、追従せざるを得ないというふうに考えておるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 国の施策といいますか、国に追従をしてということですか。

1989年に最初に3%の消費税が上がりました。それから97年の4月に今度は5%になりました。このときには金融機関というのはたくさん倒産したということを皆さん御記憶だと思いません。

今回、来年4月に8%というふうになるわけなんですけれども、8%になりますと、私たちの暮らしに与える影響、それから負担額といったものについてお尋ねをしたいと思います。

国の資料では、消費税増分で、1%で2.7と言っていますから8.1兆円。そのうち家計の負担というのが約6兆円と言われております。これを夫婦と子供2人の世帯で、年収が500万円から550万円というふうに資料がなっておりました。そこで、我々が払う消費税が7万4,000円、これが新たに負担になってくるというふうになっております。

もう1つは、私たちが日常、市役所の窓口に行きますね。そうすると住民票等をとります。300円払います。戸籍の関係もやります。それから税務課のほうへ行けば土地評価証明とか、そういったものもとっていますが、いずれしても手数料を払うというような格好になっております。来年4月に消費税8%になりますと、市の窓口で私たちが支払う手数料についても増税といいますか、消費税といいますか、そういうものがかかるのかということをお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 瑞穂市における消費税改正に伴う影響というような御質問として理解しております。

今回の改正は、個人・法人、行政・民間を問わずひとしくかかわってきます。したがって、当市の行政サービスについても、市民の御負担をお願いしなければならないものがあると考えられます。市にあっては、課税になるものを課税取引ということで、これに該当するものが、上下水道料金とか学校給食費になります。

また、非課税取引であっても、本来、消費税の納付はありませんが、民間企業でいいますと仕入価格などの経費に当たる部分で、納付する消費税分はなくても、市の場合はコストに係るものを考えながら適正な受益者負担であるかということ判断して、そのあたりの観点から検討しなければならないものになります。

これらの見直しについてですが、今、所属で検討中であり、来年の1月にはお示しできると思いますので、しばらく御猶予をお願いいたします。

また、増税分は社会保障費に充当するというようになっておりますが、地方財政計画もまだ示されておられませんので、判明次第、予算編成に盛り込みますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 給食費や水道については消費税がかかるということでございますし、窓口で負担する手数料についても、1月に向けて今検討中だということであります。

社会保障と税の一体改革で消費税がアップするわけですがけれども、特に年金生活者、あるいは低所得者、障害者、こういった方に対する施策はどういうものがあるか。例えば年金ですと、今後いろいろ検討されておるわけですがけれども、基礎年金の2分の1の何かという話もあるわけですがけれども、具体的に決まっておればお示しを願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 議員御指摘のとおり、社会保障と税との一体改革の中で、低所得者対策というところでいろいろ決まっておる部分もございますし、まだ議論中のところもございます。

年金受給者のうち、低所得の高齢者や障害者等を対象に、年金生活者支援給付金の創設というものがございまして、また今後、高額療養費制度の拡充、簡素な給付措置、国民健康保険・介護保険料の軽減、また複数税率などのものがまだ議論の途中でございます。

マスコミでももう既に報道されております簡素な給付措置に関しましては、生活保護受給世帯などを除く住民税の非課税世帯への一時金として1人当たり1万円の給付。また、このうち児童扶養手当受給者など、老齢基礎年金などの受給者にはさらに5,000円の上乗せという措置がございます。また、経済対策として、児童手当受給者につきまして、中所得世帯という限定ではございますが、子供1人当たり1万円を1回限りの追加支給ということも予定されております。

また、生活保護に至る前の段階の方々へということで、生活困窮者自立支援法、これが12月6日に成立をいたしました。このの方々への自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給など、これらの支援を行うための措置が平成27年4月から始まりますので、27年4月の施行を目指して、全国自治体がこの対策に乗り出すというところでございます。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） これは国が今推し進めている政策だと思いますけれども、身近な問題でいきますと、例えば国民健康保険の保険料、こういったものについては、市としては現在どのような動きになっているのか。

議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 国民健康保険につきましては、国の動きもございまして、新聞報道等によりますと2万円の上限、あるいは4万円というアップの話も出ておりますが、瑞穂市といたしましては、国保運営協議会を今月18日に開催する予定でございまして、

そういった運営協議会に諮りながら、来年度の単価等を決めていきたいと考えております。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 次に行きます。

昨年の3党合意の事項といいますか、これをちょっとこっちへ置いて、忘れたごとくアベノミクスは経済優先を進めております。大企業というのは、業績が改善をする、賃上げをすると、こうっておりますし、雇用の拡大にもつながるとっておるわけですけれども、国内では大多数は中小企業でございます。また、消費税率アップは、生活者に直接負担が重くのしかかってまいります。したがって、消費の落ち込み、あるいは雇用の不安の増大などで、今後は市税のほうの減収が予測されるのではないかというふうに思います。

税収の対策について伺いますけれども、また一方で、地方消費税の交付金が市に入ってくるわけですけれども、現在5%ですので4億数千万円の地方消費税の交付金が当市に入ってきますけれども、8%になると幾らになるのか。その使用用途についてもお伺いしたい。

あわせて、市がいろいろ物品を買ったり請負工事等もします。そのときに消費税を支払うわけですね。市が、よそへ支払う消費税と県から地方消費税で交付金が来るんですけど、この差額といいますか、どのくらいになるのか、消費税が上がったために。そこについてお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） まず1点目ですが、市税の今後の対策ということで、消費税の増税で個人消費が落ち込み、雇用などが影響し、税収が落ち込み、減収になるのではないかという御質問ですが、税収対策についてですが、従来どおりの収納対策を実施するものと考えています。消費税が上がったことによって、いきなり生活が苦しくなったということは少ないのではないかと考えますし、またすぐにそうなるものではないと考えますので、引き続き納税相談を通じて対応していきたいというふうに考えています。

2点目の地方消費税交付金ですが、これは現在、消費税率5%のうち1%が地方に配分されております。その内訳は、県が0.5%、市町村0.5%となっております。平成24決算額では4億3,279万円となっております。その用途につきましては一般財源になっております。

改正後の税率8%では、地方に1.7%、県に0.85、市町村0.85ということになり、単純試算では7億3,500万円と、約3億円ほどの増収になります。しかし、そのほとんどが、先ほど議員御指摘の歳出である消費税の増額と、地方消費交付税がふえるということは、地方交付税が減少するということになりますので、今のところ、企画財政の試算によりますと、それぞれが相殺されてほとんどプラス・マイナス余り変わらないのではないかというように見ております。

以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 痛みというのは、やはり国民が分かち合って、協働してこの国づくりをしていくと、これが基本だというふうに思っておりますので、やむを得ないかなとは思いますが、消費税の要は税ですね。これを有効といいますか、そういうふうにご利用していかねばならない。第 1 点が、やはり社会保障にこれを全部使っていただくということを 3 党の合意の中で言っておりますので、そこら辺をあわせて、地方消費税の交付金が来ましたら、そういったところに十分配慮願いたいというふうに思います。

次は最後になります。最後は市長さんにお尋ねをするんですけども、昨年 11 月に当時の野田総理は、国民に消費税の負担をお願いする以上、定数削減する道筋をつけないと、こう言って解散・総選挙を行いました。

もう 1 つは、国会議員 1 人当たりの歳費を見たときに交通費と歳費で年間 2,900 万円、それから政党交付金で 300 億円、これについても削減の議論も具体化しておりません。しかし、各自治体の地方議員等は、合併によりまして定数の削減に取り組んできました。当市も同様でございます。

もう一方は、市長さんにお尋ねするんですけども、各都道府県や市町村の首長さんは、破格な退職金が出ているということです。我々民間といいますか、株式会社であれば取締役の報酬に対しては経営者や株主の監視の目が向けておられます。また、自治体の財政はどこも火の車であります。そして消費税率のアップにより、国民生活も不安であります。

そこでお尋ねをしますけれども、首長さんの退職金制度、この時期に見直すべきだと私は思うわけですが、どのようなお考えであるか、お伺いします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 松野議員から、行政、財政の各般にわたりまして、消費税に絡みましていろいろ御質問をいただいております。松野議員の消費税引き上げと市長の退職手当の減額についての御質問にお答えをしてみたいと思います。

その前にアベノミクスの関係におきましては、まだまだこの影響、地方の我々の末端には、この経済の影響はしておりません。この成長戦略にさらなる期待をいたしております。

また、消費税におきましては、いずれにしましても社会保障が年々大きく上がってきておるところでございます。年金を初め医療給付、また介護給付、これが確実に伸びております。全てこれに充てるとおるところでございます。いたし方ないと思っております。

そんな中におきまして、今年の消費税引き上げの審議がされた際に、これは今年の 8 月で

ざいます。民主党政権下におきまして、民主党と自民党、公明党の3党合意によりまして、国会を通りまして、法律化されたわけでございます。そのときに、今議員から御指摘がございましたように、やはり国民の痛みを伴うわけでありますから、我々もということで、国会議員の定数削減が条件であったにもかかわらず、実質的な削減がされぬまま解散・総選挙になってまいりました。総選挙のときにおきましても、安倍総裁と野田総理との党首討論の中におきまして、定数削減を条件に解散した。これも皆さんの御記憶のとおりでございますが、さきの衆議院におきましてはゼロ増5減、参議院におきましては御案内のとおりでございます。全くそのような状況でございまして、されておられません。

そんなところから、来年の4月から消費税引き上げが確定したことになるのですが、私はまずこのことについて、これは国会議員も経費削減することが条件でありながら、抜本的な定数削減がなされず、消費税を引き上げることは国民を欺くような行為であると感じておるところでございます。

そして、地方におきましては、今議員も御指摘がございましたように、市町村合併によりまして首長の数も減っておりますし、議員定数も減ったところに、さらに職員の定数削減をしているところでございます。これはまず国会議員自身が範とならずして、地方に押しつけてもなし得ないと考えているところでございます。

そんな中、市長の退職金が高いから退職金制度を改正すべきという御意見でございますが、また改正する時期にあるとか、議論がされているということでございますが、高いと言われるのは政令指定都市や大都市でございまして、数年前には総理大臣の8倍と言われた市などもあるわけでございます。

私の退職金も、岐阜県市町村退職手当組合に加入しておりまして、その条例により決まっているわけでございます。給料月額に割合を乗じますので、当市の給与月額は高くないので、そんなに高い額ではないと考えているところでございます。県内の首長で、この退職金を減額や返上しているのは、全て選挙の公約で実施しているものでございます。やはり選挙を有利に戦うため、公約でやっておられるというところでございます。どこがあったかといいますと、この県内におきましては、高山と関と羽島市でございます。

高山市は、岐阜県市町村退職手当組合に加入しておりませんので、各市の条例で定めれば退職手当の支給がされなくなります。関市、羽島市は、当市の同様に岐阜県市町村退職手当組合に加入しておりまして、この組合の条例の適用を受けております。加入している市町村の首長の退職手当は、給料月額を基礎に全て乗じて計算されておりますから、勝手にその市町がやらせてくれと言ってもできません。これはあくまでもそれだけ納めて、そして退職金は受け取ってもらう。そのかわり給料の月額で加減する、そういう方法しかないわけでございます。

私の退職手当の額は給料月額と連動しておりまして、私の意思のみにより任意に設定するこ

とは困難となっております。選挙公約に退職手当の返上や減額をうたっていましたが、やはり退職手当の減額、返上することはかなわず、今申しました給料の減額をもってこれに充てておられるのが、この2つの市でございます。

私は自分の給料につきましては、平成22年4月から、みずからの判断で3年間にわたって7%引き下げた経緯もございます。しかし、現時点では、消費税に関連して私の退職手当を削減する考えは持っておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 答弁をいただきました。削減をしないということですが、この退職金手当組合というのは、各市町村の首長さんが構成員でございます。したがって、その席上で削減の話もしていただくことも可能だと思います。民間もそうですし、市の職員もそうですが、退職金は以前より減ってきました。私たちのころは、やめるときに、例えば60カ月とか70カ月という数字に掛けてきましたけれども、今はどんどん下がって、五十何カ月ぐらいしかありません。職員と地方公務員等は痛みを分かち合っております。したがって、首長さんたちもそういった席上の中で、削減に向けて積極的な御発言を願いたいと。

そういうことで、私の質問をこれで終わります。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、民主党瑞穂会、松野藤四郎君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。午後は1時15分から再開します。

休憩 午後0時13分

再開 午後1時15分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、改革、くまがいさちこ君の発言を許します。

くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私は、通告に従いまして、きょう2点質問いたします。3番目はまとめです、番号をつけちゃいましたが。

ちょっと訂正をお願いします。質問事項の2の2行目「流失」と書いてありますが、「流出」の間違いです。失礼しました。

私のきょうのテーマは、市民（住民）から信頼される市役所の中には、政治家、市役所の政治家といった市長さんだと思うんですが、職員に必要なものは何であるかを考えたとき、このテーマで質問をいたします。ということは、現在、かなり信頼を損なっているような状況があると私は見受けるからです。

項目としましては、牛牧小増築の問題と下水処理場、これがたまたま同じところですね、下牛牧の。この地元理解をどうやって得るからという問題と陸上競技場の問題についてただしたいと思います。信頼を失っているのではないかという観点で質問をいたします。

まず、牛牧小の増築問題と汚水処理場建設の問題についてです。

牛牧小の増築問題というのは、牛牧小の西側の道路をコの字型に曲げる計画案について、先日の地元の自治会の臨時総会で38対15だったのでしょうか、ふえてはきたんですが、否決されたら、賛成が少なかったとお聞きしております。

この問題が入ってきたこともあって、下水道処理場建設についても理解が得にくい状況になっていると伺っております。このことについて、次の2点をお尋ねいたします。

何が理由、原因と考えられるか。

それから は、この現状を打開するためにどのような方策を考えておられるか。ただし、につきましては、きょうの最初の庄田議員の質問でお答えいただいていますね。都市計画法上の具体的なことを、来年度、新年度予算を組んで進めるということをお聞きしておりますので、

はカットさせていただきます。お答えを御用意いただいたかと思いますが、先ほどもうお聞きしておりますので、 の原因だけ、まずお答えいただきたいと思います。

以下、質問席に移らせていただきます。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） それでは、牛牧小増築の問題にかかわりまして、まず教育委員会のほうからお答えをさせていただきます。

この原因についてですけれども、その前に、簡単に今までの経緯を説明させていただきます。

牛牧小学校の増築につきましては、平成18年の市の総合計画に位置づけられております。これにつきましては、当時、現在の穂南地区で大がかりな開発事業が進められていたこともあり、子供の数が増加するという予測のもと、計画に盛り込まれたものであります。

ただ、計画といっても、実際に子供たちの正確な人数は予測しがたい部分があり、予測できるのは、その年に出生したゼロ歳児の子供の数をもとに、6年先にどれだけの児童が小学校に入学してくるのかという予測しかできず、そうした予測の中で、平成23年度に平成28年度から教室が不足するということが現実的となり、具体的に計画を進める運びとなったということです。

そこで、平成23年度にまず牛牧小学校の増築ということで、牛牧校区の評議員会で意見を聴取し、教育委員会、文教委員会等で検討を重ねる中で、翌24年度に現在の校舎西側の道路、道路西の用地を買収してつけかえ、運動場を拡幅し、さらに校舎西側に南向きの教室を増築する案が学校や子供たちにとって最もよい案と判断し、計画をつくらせていただきました。

その後、学校評議員会での説明の折、下畑自治会長さんの提案のもとで、この道路を生活道

路として利用している地元下畑自治会に説明することになり、昨年の9月に地元の臨時総会で説明をさせていただきました。

結果は、地元より、道路のつけかえは場当たりの、校区割り、校舎内での増築を検討したのかなど意見があった後、自治会で採決がとられ、非容認が49名、容認が1名という結果でした。

その後、この臨時会でいただいた御意見について回答を自治会へ送付させていただいたのですが、本年3月に総会が開催され、自治会より、示された計画図面は安易過ぎるし、児童たちの動線も問題がある。前回からきょうまで市としての新たな代替案がないのは不誠実だということ……。

2番（くまがいさちこ君） 議長、計画概要や経緯は聞いていませんので、原因だけ聞いたので、聞いた分、答えていただきたいんです。時間が大幅に使ってしまいますので。

教育次長（高田敏朗君） それでは、もう少し経緯を簡単に。

という地元住民の意見が書かれた議事録が市長宛てに送付されてきました。このときも採決がとられ、非容認38人、容認12人、棄権14人という結果で、前より容認がふえている状況でした。

これを踏まえて、市として粘り強く自治会の理解を得るため、道路幅も広げ、歩道も設けた、住民や子供たちの安心・安全を配慮した代替案を作成し、それをもって本年9月1日に地元で説明会を開催させていただきました。

その説明会は、40名の方が参加されましたが……。

2番（くまがいさちこ君） 原因だけ答えてください。

教育次長（高田敏朗君） わかりました。もう少しお願いします。

道路つけかえの代替案についての意見はなく、下畑地区の全体の道路整備、新しい学校をつくれぬのか、校舎内で増築できないのか等、意見がありました。

最終的には行政への不信感が意見として上がりましたが、この9月1日の説明会は、最終的に参加者が少ないということもあり、自治会の会員全てにこの代替案についての意見をいただくということで、自治会長を通じて、市よりこの代替案について意見を聴取させていただきました。この意見聴取で43件の意見が出され、その内容については、賛成意見と反対意見は拮抗しておりました。

その後、11月17日に自治会長の配慮のもと、下畑自治会臨時総会が開催され、その43の意見について説明と回答の場を設けていただきました。意見としては、現在のバイパスに抜ける道路は大事、新しい学校をつくってはとか、校舎内での増築でできないのかなど反対意見もあったのですが、逆に、下畑や牛牧小学校を大切に思ってもらうこと、誇りが必要だということ、岐阜県一、日本一の学校に子供を通学させたい、子供と住みたい牛牧・下畑と思われようになりたいなどと、本当に教育委員会としてありがたい意見もありました。

しかし、集まった方々からは、生活道路である現在の道路を曲げられるのは困ると。もっと下畑地区の道路網整備を考えてもらって、その上で小学校の増築案を説明すべきだという反対案がありました。その意見に対して大きな拍手があり、43の意見を説明している途中で、前自治会長より、このまま説明を続けてもお互い平行線のままと。行政と議会については大いに不信を抱いているということで、説明は中断され、最終的に採決に至ったということです。

採決の結果は、以前、全員協議会で説明させていただいたとおり、57名が出席、24名が委任状、委任の場合、多数決に従うということで、57名のうち、3名が途中退席し、反対38名、賛成15名、白紙1票の結果となり、自治会の総意は、この道路をつけかえに対して反対ということになってしまいました。

そこで、理解が得られなかった理由ということですが、9月1日の説明会後の意見聴取では、43件の意見のうち賛成意見と反対意見は拮抗していたにもかかわらず、11月17日の臨時総会では、反対が賛成を上回ったという結果になりました。

この間、この自治会でどんなことが話し合われたのかわかりませんが、2回の説明会で、反対者が意見を述べるだけで賛成者の意見が聞かれなかったことが不自然でなりません。意見を言えない雰囲気であったのかもわかりませんし、しかし、本当に牛牧小学校の今後の人口増に対応できる案として、未来の子供たちのことを考えて正しく理解されて出された結論なのか、疑問に残るところであります。以上で終わります。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） いつも最初に申し上げておりますので、きょうは申し上げませんが、一問一答です、瑞穂市議会は。不足の答弁につきましては、再度私たちは聞くことができますので、ピンポイントでお答えください。

ただいまの答弁、12分ぐらいあったと思いますが、10分間近く計画概要と経緯でした。それはお聞きしておりません。こういうようなやり方で、私たちの真剣な、年間4時間しかない一般質問を浪費するわけにはまいりません。執行部の方におかれましては、議員の貴重な時間を浪費せぬよう、聞いたことだけお答えください。毎回申し上げておりますが、くぎを刺させていただきます。

ということは、原因については解せないと、つかんでいらっやらないと解釈させていただきます。最後のほとんど1分で答えていただきました。

それで、私は11月の初めだったと思いますが、地元の4人の方にお会いしました。何であんたは賛成かと、牛牧小増築と下水道処理場です、聞かれました。そこで、4時間にわたってお話をしました。そこで本音が聞けたと思っております。その本音を申し上げます。

2つあるわけですね。事業への理解がいただけてないということはもちろんですが、その前

に、執行部の方々、担当課の方々もいつもおっしゃってみえますように、事業の理解をいただく前に話し合いができない状態だという説明を私たちは聞いております。この話し合いができない状態はなぜかですが、延々と4時間のうち言われましたのは、話し合いに行ったわけですね。議会からも行き、市長、副市長、教育長、次長さんも行っていらっしゃるのではないのでしょうか。あと、地元には議員さんも。こういう方たちへの不信を述べられました。

次に、その不信内容を申し上げます。まず議長が見えたときに、議長宛ての自治会からの要望書、これを読んでいるかと聞いたら、読んでいませんと言われたと。で、横にいる、多分副市長さんだと思うんですが、議長、この間、これ皆さん全員にお示ししたものですよと言ったら、ああ、読んでいますと、実に対応が、まずそこで不信を持った。

それから2つ目です。議長さんは2人目ですが、まあまあ一杯飲もうと、のっけから言われる。そんなことで話し合いを前へ進めたくない、これも非常に不信を買っております。

3つ目と4つ目は行政の方の態度ですが、くまがいさんがこれについて、下水道のことですが、何か発言したことについて、くまがいさんに聞いてくれと言われて、私、行政に呼ばれましたね、市長室に。で、答えたわけですね、それについては。それが地元に戻されていますが、そのときに、くまがいさんはごまかすようなことを言ったと。それで、その地元の方は、あなたには会いたくなかったと、そういう人だと思っておったと言われました。

そこで私が申し上げたことは、私はあなたについても、失礼ですが、ただの頑固おやじだと、わからずやだと思っていたと。私たちにはそのように受け取らざるを得ないような説明が行政からあったわけです、あの人が問題だというような。私たち2人は同じ立場でしたね。これは非常にお使いの方というか、行政の方のミスだと思いますね。私たちはもうわかり合っちゃったわけですよ、お互いに困った人だというふうにされているということが。

もう1つは、これは行政のもう一人の方ですが、あんな手ごわいやつがいるとは思わなかったと行政の人が言っているというのを聞いているんですね。内容について話し合わなければいけないのに、その抵抗する人のことを、不信感を持って話し合いに乗らない人を、このような言い方で片づけるというのは、やっぱり行政の執行部の方としては非常に不信感を招きますね。

5つ目は、土地について、地権者、地主さんに働きかけのようなことを個人的にしている議会関係者がいると。

この5つを言われました。非常に人間関係で、つまり不信を持っているんですね。今、みんなの党というのが分裂しましたが、あれのニュースを聞いていますと、政策以外に人間関係がうまくいなくて分裂したということもニュースで言われています。ああ、これなんだなと思いましたが、やっぱり最後の勝負は、私は思ったんですけど、人間と人間の勝負だなと思いました、帰ってくるときに。こういうことが入り口のところであって、中の事業について御理解いただけないというのは非常に残念です。

私は、下水道の処理場についても、牛牧小の増築案、両方賛成しております。何とか説得を試みました。

その中で、その事業についてどういうことが御理解いただけていないかを次に申し上げます。

まず牛牧小の増築問題です。小学校の西側と東側、2本しかないんですね、あの自治会から21号線のところ。西側道路をクランクさせたら、コの字型に真っすぐのところを曲げるわけですね。させたら、今度は東側道路に車が集中してしまう。しかし、東側道路は野田や野白からの通学路になっているんですね。その安全をどう考えているのか、本当は聞きたい。これについて、聞いているのかどうかちょっと不明です、行政がですね。

あと、牛牧小プールの老朽化をどう考えているかと。あれは40年代にできたんだそうですね。ですから、プールの老朽化も含めて考えれば、牛牧小増築案のD案以外もあるはずだと。道路をはみ出さないでも、プールをよそへ移転させるとすればそこもあるんじゃないかと、そこにこだわっていらっしゃるというか。もう1つ、十九条の自由化の問題も牛牧としては大きいそうであります。

私は、自分が一般質問をして、それで校区の自由化は、これこれこういう理由で見直したいというのは得ております。私は、どういう観点からやっぱり見直すべきだと市に働きかけたかということを説明しましたら、そういう話は初めて聞いたと。そういうことであれば、確かに見直しは必要だと言っていました。

ということで、再度お聞きいたします。

まず、その人間関係についての不信感をどう思われますかということと、この内容ですね。

あと、ごめんなさい、言い忘れまして、下水道のことですね。合併浄化槽でいいじゃないかと、これだけふえているんだから。それから財政的に負担ではないかと、下水道についてはこの2点を言われましたが、まず大きく、人間的に不信を持たれたという点についてお聞きします。先にそちらをお答えください。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 私も、この牛牧小学校の校舎増築に関して2回ほど説明会に出席しておりますので、今おっしゃったことを踏まえて回答させていただきたいと思いますが、現実には不信感を感じました、私たちも会場にいまして。ただ、この不信感が、行政が真実を語る前に憶測や思惑が先行した話がなされまして、それが行政への不信につながっておりまして、さらに私らが説明をすればするほど、かえってその不信感が増幅するというような背景があるように感じておるところでございます。

ですから、そこら辺のボタンのかけ違いが既に生じている中で、私たちが説明をしても、先ほどおっしゃられたように、負のスパイラルのような状況になっておるわけございまして、私たちも説明をしておっても、本当に真実、信念を語らずして門前払いを受けているような感

じをしております、ですから、そこら辺が、誰かそういった不信感を植えつけた人がいるんじゃないかという、先ほどの次長の話でもないですが、そういう感覚を持ちながら、実際は説明会に臨んだのが現状です。ですから、そこら辺をきちっと総括して、行政が真に行政の言葉で語られる場をつくらないといけないなというふうに思っているのは事実でございます。以上です。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2 番（くまがいさちこ君） 今の御答弁について申し上げますが、それは不信を招いてからの話だと思いますよ。不信感を植えつけた人がいるのではないかと。大変申し上げにくいんですが、最初に申し上げましたように、御自分たちです、不信感を植えつけたのは。本音だと思いますよ、あれは。私は賛成者として行ったわけですから、それでも話ができたわけですから。その点についてはどうですか。自分たち以外に不信感を植えつけた人がいるのではないかと、その点について、もう一回だけお答えください。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 実際、この不信感がどこで生じたのかわかりませんですけども、現実的に伺った、私どもはその後、当初、市長と私と当時の環境水道部長と下水道課長と行ってお話をしたときにも、既にその不信感が生じていたというふうに伺いました。それは誰かが、名前は明らかにされなかったですけども、誰かがその下畑地区の方に、下水道の処理場がもう決まっているんだと。それは聞いた話ですけども、ある場所で会員の人が聞かれて、それを自治会長さんに報告に見えたことがあったと。それは、おととしの夏だというふうに記憶していますけど、その後、12月に私ども4人が説明に行った折には、やっぱりそうだったんかというような疑念を持たれて、それが何ら説明がなかったのはおかしいのではないかという不信感が生じたというふうに伺っておるところでございます、ですから、そこが既にボタンのかけ違いのスタートだというふうな認識は持っておるところでございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2 番（くまがいさちこ君） それもあったかもしれませんね。多分その方は亡くなられていると思います。その方については出てきませんでした、現在、その方のことは言われなくて、さっき私が申し上げた、最近地元の本音を聞いたわけですから、そのことについてお答えいただきたかったです、お答えはいただけないと、わかりました。

それからもう1つ、議会への不信というのがあると思いました。それは、下水道推進特別委員会が下牛牧のところを処理場に決定した経緯について、当時、秘密会を2回持ったんですね。これが、瑞穂市議会会議規則第13条の2では、秘密会の議事は、何びとも秘密性の継続する限

り、ほかに漏らしてはならないと。だから、秘密性がもうなくなったとき、あそこに決定したと。で、交渉に行っているわけですから、この秘密会はもう解かなきゃいけないわけですね。

秘密会でなくなったときの第1回目に私は解くべきだと言ったんですけど、解かなかったんです。それも全部議事録で読んでいまして、解くべきだというふうに発言した人は1人だけで、何でいまだに解かれていないのかと言われるんです。私は特別委員会に入っているわけですが、何のやましいこともなく、あの下水道の担当課の方たちの本当に丁寧な資料づくり、それを審議しながら決めたわけですから、あれを公開しても何にも誤解も非難も受けないはずです。受けたら、ちゃんと返せます。なのに、その処理場決定の経緯が全部ある会議録を、いまだに秘密会を解いていないということについて、この間の特別委員会でこのことを申し上げようと思ったら、委員長さんにストップと言われて、私、発言を全部できませんでした。

ということについて、ちょっと行政にお聞きしたいんですが、この秘密会を解いてないと、処理場決定の、これについてはどう思われますか。

つまり行政としては、議会にこれも不信というか、怒りというか、買っているのであれば、もう解いてくれと。秘密はもう秘密じゃなくなっているわけですから、この規則に違反するわけですから。そういうお考えはございますか、それだけお答えください。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 私らもそのときは退席をしております、どのような状況で話されたということは存じ上げませんが、そのときに現実的には秘密会ということになったわけございまして、場所の決定のプロセスがどうであったかということについては地元の方も知られたいというふうに思いますけれども、現にまだ候補地として決まったわけでありまして、場所の決定というのは実際は見えてないわけですよ。候補地としての議論がなされた。そこで、議会のほうが秘密会の効力がまだあるんだよというお考えのもとで、今、まだ公開されていないというふうに解釈するんですが、現実的にはほぼ周知されたような状況でありますので、そこら辺については、今後、御検討をしていただきたいなというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 今の御答弁の最初と最後は違っていますが、候補地として決定しただけという言い方は、その該当自治会にしてみたら、やっぱり詭弁ととられるでしょうね。ですから、特別委員会ではこのように候補地として決まったでいいですから、やっぱり秘密会は解いて、どういう話し合いで決まったかというのは、地元の信頼を得るためには、説得のためには、ぜひ議会に働きかけていただきたいと思います、私は失敗しましたので。

ということで、非常に地元の不信感を買っております。

今は下牛牧のことを申し上げましたけど、これは今、瑞穂市全体で行政に対する不信感が広

まっているんじゃないかと、これがきょうの私の大きなテーマでございます。

次に陸上競技場に行く前に、このことについて申し上げますが、下水道のことです。このまま新年度予算をつけて、都市計画上、前へ進めたいと言われましたが、強引にやってもどういふことになると思われませんか。接続率が上がらないと思いますよ。大変なことですね、つくっても接続していただけないと。接続の義務はあっても罰則はございませんので、だったらつくらないほうがいいといって失政になるやもしれないわけですから、ぜひとも該当処理場、該当地だけでなく、まず市民の皆様の信頼を得るような行政になっていただきたいと。行政職員、政治家ですね、これを全力挙げてやっていただきたいです。行政職員と一丸となってやると言いましたけど、このやり方で一丸となってもらったら、ますます不信を買うわけですね。

ということで、次に2つ目の陸上競技場の問題に参ります。

陸上競技場については、私は大きく問題点が3つあると思っております。1つは、本当に必要なのか、必要性についてです。2つ目は、非常に経緯が不透明なんですね。どこで決定しているのか、まずですよ、最初に提案したとき。それから、説明の経緯も資料が未配付。業者には回っていても私たちには配付されなかったり、配付されても回収されたり、次に私たちの不満によって回収しなくてもマル秘扱いにしてくださいと言ったり、この方には利用計画、何人利用するかと、こんな書類までマル秘にしているわけですね。

ということで、議会報告会でも、利用率はどれくらいかと聞かれた議会改革の特別委員長さんがマル秘扱いになっていきますのでと言って、そのまま答えられないというような、議会としても不信を招くような状態になっております、不透明さ。

それから、もう1つ最後には、これは私の個人の感想でございます、あくまでも、官製談合の疑いを私は持っております。

この3つについて申し上げます。

まず必要性のことでございますが、私は、個人的に話ができる方にアンケート調査をいたしました。回収できたのが40人です。そのうち、みんなの意見を聞いてもらいたいと言われたのが37人でした。これは、具体的には住民投票の署名に賛成するという答えです。それから、署名しますが40人中、32人です。こういう状態です。

これは私の個人的な統計なので、ちょっと多いのかなと思いますが、実は市民の会が街頭投票というか、アンケートをしております、日曜日でしたか。巢南と穂積でしたかったんですが、巢南のスーパーさんにはちょっと場所の関係で断られたということで、急遽、駅南、北、南北出口と平和堂でなさいました。私、手伝ったものですから、結果だけ申し上げます。

回答してくれた人が266人で、「この陸上競技場を巢南の大月につくる計画を知っているか」というのは、知っている人が33人、パーセントで12.4%、知らないと言った人が266人中233人、61%です。知らない人のほうが多い。あと、よくわからないというのがありました。

それから、「陸上競技場が必要か必要でないか」というのについては、必要とはっきり言った人は18人、7%です、10%に満たない。必要じゃないと言った人は156人、61%です。あと、内容がわからんと言った人が32%、80人、つまり情報不足なわけですね。

ですから、こういうことからいっても、説明が非常に不十分だと。会議録や資料で、市が出している、行政が、または議会が、これで確認をしたいと言われるんですね。私はブログで随分書いておりますが、ブログというのは議員が個人的に書くもんですから、自分で確認したいという市民がふえているというのを本当に感じます。それはとてもいいことだと思っております、議員の一方的な情報を丸ごと信用しないというのは。ところが、確認したくても確認する資料がないという状態でございます。それで必要でない、わからないという人が多かったです。

きょう通告してあります、これを前提としまして、通告の設計図ですね。設計図というのは何枚もありますので、ここはグラウンド概算設計図といたします。最初につくられたものですね。議員に対する説明では配られないけれど、業者には9月11日の段階で流出していた。これは、概算見積もりのための業者だけでなく、その先のブローカーにも渡っていたと。このブローカーさんというのは、お仕事関係をまとめる役ですね。ですから、お仕事先に回っているということも私は承知しております。そこまで流れていたことについて、全員協議会、これも会議録を残さない会議ですが、指摘をいたしました、問題にされませんでした。

ということで、ここで改めて、行政におかれましては、私が問題にしたことについて、議会では問題にされませんでしたけど、さすがに行政におかれましては、該当の業者に聞いたわけですね。で、報告書が出ておりますね。この内容について、一括でお聞きします。

業者等に聞いたとありますが、そして私は名前を出さずにHと言いたいと思いますが、H体育施設という業者に聞き取りを行ったと。この点について、「等」というのはほかにも聞いたはずですね。1社だけから詳細な聞き取りを行ったのはなぜか。

それから、この報告書には公認3種で仕事をするためには、やっぱり専門の業者に聞く必要があったということが2回にわたって書かれておりますので、市長さんは公認なんて言っていない、3種なんか言っていないと言いますけど、設計を依頼されたところは、公認3種をとるために業者に概算見積もりを、それができないと困るのでしたというふうにはっきり言っているわけですから、これを確認したいです。

それから、9月初旬に業者に依頼したとありますが、9月の幾日ですか。この件について、市長は何の問題もないと全員協議会で言われましたが、現在、ブローカーのその先まで流れていることを御承知だと思います。今も私申し上げました、これをどうお考えか。

それから、地元陸上関係者として瑞穂市で活躍されているA氏と、私が知っている限り、陸上競技関係の方に聞いたら知らないという答えでしたが、どういう活躍をされているか。

それから、設計業務委託に関して守秘義務規定というのは相手に言わないのか、つまり規定がないのか。

それから、そのグラウンド概算設計図ですね、これを全員協議会で副市長と教育長さんと教育次長さんは初めて見ましたと言われましたが、設計依頼をしたら、こういう設計になりますということが市に返ってきていないというのが非常に不思議ですが、これについてどう思われるのかというようなことについて、一括でピンポイントでお答えください。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） くまがい議員からさまざまな御質問をいただいておりますが、私からお答えをさせていただきます。

その前に、くまがい議員にこの質問に関して二、三、逆に質問をさせていただきたいと思えます。

くまがい議員は設計図流出と言われますが、設計図を流出させた張本人は、あなた自身ではないかと思うわけであります。なぜならば、先般、議会に公開した大建設計からの報告書によれば、確かに長谷川体育施設からT氏に図面が渡ったとなっておりますが、文面をよく読めばわかりますように、長谷川体育施設は、確かに参考図をT氏に渡したのは事実であります。しかし、それは大建設計から見積もりを依頼されたためであり、その業務の一環として、つまり公認がとれない内容になってはいけないと判断したためとはいえ、3種公認を受ける施設の内容の確認との趣旨から、業務遂行のための目的があってA氏に交付されたことがうかがい知れるところでございます。その根拠としまして、公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程の第7条が記載されており、この一連の経緯を推察すれば、業務遂行のための必然性がありまして、悪意もしくは過失による参考図の流出ではないことは明らかでございます。

しかし、あなたが誰から図面を入手したのかは存じませんが、過日の議会全員協議会において議員全員に配付をされたことは、まさに市当局でもあずかり知らないものを配付したのですから、今申し上げた流出させた張本人であると考えられるのですが、いかがでございますか。

そして、大建設計の報告書にあるA氏は、恐らくあなたが去る10月16日に市長室に同行してこられた方と同一人物と推察するのでございますが、あなたはどのような目的、また趣旨で、私と全く面識のないA氏を市長室に同行されたのか、この点をお伺いしたい。

そして、あなたは一体目的を果たすことができたのかどうか、それを伺いたいと思えます。

さらに、議会全員協議会であなたは図面を配付されましたが、その図面を一体誰から入手され、そしてどのような意図があって配付されたのかをお尋ねします。

この質問は、私の答弁内容に少なからず影響がありますので、よろしく願いして、後の答弁に入らせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） もし聞き逃していましたら、後で御指摘ください。

まず、私が入手し、流出させた本人ではないかと。流出は9月11日です。これは全協で申し上げていますね。改めて申し上げます。流出は9月11日ですね。11日に、私はその御本人からメールをいただいておりますので、11日に「本日、設計図入手」というのを受け取っています。ブローカーのところには11日に流れています。

私は、それを見せてくださいなんていうことは言いませんでした。事態が経緯するに従って、これはやっぱり入手する必要があるなと思いましたので、その経緯は全部ブログに書いてあります。喫茶店で会って入手しようとして失敗したことも書いています。日にちも全部書いていますから。

で、私が実際に入手したのは11月の末です。その方は私に喫茶店では渡しませんでした、後、ファクスで送っていただきました。意図がよくわかりません。なぜ私にわざわざ11月の末近くになって来たのか、よくわかりません、A4でファクスで来ました。ですから、流出させたのは私ではございません。流出というのは、だって議員に渡したって別に流出じゃありませんから、初めからこれは議員には説明すべきものですから、流出の言葉の意味をちょっと間違えていらっしゃると思います。

それから、市長室へ行ったのは9月16日ですね。これは単に紹介してくれと言われたからです。私は、そのときにあんまり紹介したくなかったので、御自分で予約もとれますよというふうに申し上げました。でも、どうしても紹介してくれと言われました。その時点で、これも全協で申し上げましたが、私はそのAさんと私の立場の違いというのがはっきりわかりました、というのは、これは全協で申し上げましたね。その方は20億円事業、3種の、これは壊したかった。で、私が10月8日の土地代1億3,000万の議決をしたときに、9月議会でも申し上げましたが、20億以上かかると。そうしたら、市長は、私は10億以上は使いませんと言いましたね、大変喜んでみえました、Aさんも。

これ全協で申し上げましたね、私を使って10億円まで下げさせて、ゼネコンから中小企業に仕事を持ってきたかったんです。全協でも申し上げましたし、ブログにも公開しております。

10億円に下がった時点で、その方は紹介してくれと。ブローカーでいらっしゃいますから、中小企業をまとめたいわけですね。今まで全部、私、公表しておりますから、そういうことです。

私の目的が達成したかと言われますけど、私の目的って何ですかね。私は別に目的はないです。私は、陸上競技場というのはちょっと市民の合意が得られていないんじゃないのかなという立場で終始一貫動いております。その方は、10億円まで下げて、大手ゼネコンから中小のブローカーとして、自分の立場というか、持ち場というか、それを確保なさりたかったわけです。

ね。その時点で紹介してくれと言われたときに、これはもう道が分かれるなと思いましたから、それっきりだと。でも、紹介してくれと言われたので、1回は断りましたが、紹介したにすぎません。

それから、あと何かもう1つあったと思うんですが、ちょっと書きとめられませんでした。以上です。

〔「誰から入手したか」の声あり〕

2番（くまがいさちこ君） 誰から入手したか、その方がファクスで送ってきましたから、11月17日だったと思うんですけど、以上です。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） ありがとうございます。

この（仮称）大月運動公園の整備事業につきましては、議会内でもさまざまな御意見がありますので、私からはっきりと説明をさせていただきます。

まず、説明に必要でございますので、議長に資料の配付を許可願いたいと思うところがございます。配付する資料は、設計業者に業務委託するに当たりまして作成しました「設計業務委託仕様書」でございます。

議長（星川睦枝君） 許可します。

市長（堀 孝正君） それじゃあ、配付のほうを、よろしく願います。

〔資料配付〕

市長（堀 孝正君） 渡ったと思いますので、答弁させていただきます。

私は、9月定例議会におきまして、この事業整備を進めるに当たっては、議会にもいろんな資料をお示しして、その事業規模、内容を決めていきたいと文教厚生委員会と全員協議会でも発言をさせていただきましたが、まさにそのとおり進めているところがございます。

議員各位にもお考えいただきたいのは、この事業につきましては、これから予算化するものがございます。また、新年度の予算編成はこれからでございます。まだ提案をいたしておりません。その段階で、まさに比較段階から私は皆さんにお示しし、事業の次第を明らかにして、皆さんの御意見をお聞きし、内容を決めていこうとしているところがございますが、これほどオープンに事業を進めているということを、まず御理解いただきたいと思うところがございます。

しかし、くまがい議員は、あなたのブログで一体何を書かれているのでしょうか。ここに、これだけのブログがございます。この事業に関して、市職員や一部議員があたかも業者から接待を受けているかのような誤解を招く内容の文章を掲載しておられますが、まことにとって残念至極、遺憾なことであり、市政を預かる者といたしまして看過できないことだと考えておりますので、この件に関しては、後ほどあなたの見解をお伺いしたいと思いますし、このことは、議会でぜひとも調査をお願いしたいと思っているところがございます。

そこで、あなたの質問にもありますが、公認3種で依頼したのではないかということですが、市から設計業者に業務委託をするに当たっては、作成した仕様書、先ほど配付させていただいたのが仕様書の写しです。その仕様書には、400メートルトラック（3種公認）と記載しております。それは、400メートルトラックは3種公認を条件としたもので、これは設計を依頼するに当たりまして、一つの基準値を担保したいという意図からのことでもあります。要するに、設計業者に業務委託するに当たって入札を実施するには、設計基準及び事業費算出においても、一定判断の物差しが要るとの趣旨で記載されているものでございます。

しかし、事業実施に当たっては、その積算された事業費等々、さまざまな条件を斟酌して、あれこれ照らし合わせてこの収集をしていく。斟酌して決定していくことは常套手段であり、現にこの事業について議会にお示しし、煮詰めているプロセスを見ていただければ明らかだと思うところでございます。

そして、この事業は、私が巢南町長時代より着手しておりました事業の延長上にあり、合併協議会においても、この事業は多目的広場を備えたタウンセンターとして引き継がれ、新市建設計画にも記されております。また、私が初めに出させていただいたときのマニフェストの21番で「スポーツ・体育施設の整備をします」とうたっております。生津のほうで整備させていただきました。残るは、もう1つだけでございます。

そして、瑞穂市第1次総合計画において、「多目的広場等の整備を一体的に進める計画に基づき」と明記されている事業でありますから、決して思いつき、無計画に進めているのではない事業であることを認識していただきたいと思うところでございます。

次に、「多目的広場」という表現ですが、今、市が計画している運動公園は、まさしく多目的な事業でございます。設計業務は、委託仕様書にもあるように、陸上競技場、フットサル兼ゲートボール場、インフィールドの配置、クラブハウスには多目的運動スペース、トレーニングルーム、相撲場を配置するなどの内容を見ていただければ、まさしく多目的なイメージが浮かんでくると思うのであります。

特にこの陸上競技場の真ん中におきましては、インフィールドで芝生でございまして、今、一番盛んなのが高齢者のグラウンドゴルフでございます。この人口は、瑞穂市も大きな人口でございます。この人たちは、瑞穂市には一つも芝生でやるところがない、よそへ行けばどこにもあるのに瑞穂市だけがない、何とかしてほしい。このインフィールドの芝生で常にやっていただける、多くの皆さんの希望の、まさに多目的に使えるということでございます。

加えまして、落札業者が決定してからは、さらに競技場の周りにはランニングや散策にも使える通路を設置するなど、多面性を付加いたしております。

これら一連の構想やお示ししている図面を見れば、多目的な施設であることは明らかでございます。まさに新市建設計画時に想定していた事業をより具体化し、より精査してきた事業

だと思えます。賛成意見、反対意見がさまざまある中で、しかし、現にこの施設の完成を待ち望む切なる声があるのも事実でございます。

実は先般、東京国体に身障者が障害者スポーツに出ました。この身障者の方々は、100メートルと幅跳びで優勝と準優勝であります。これは聾啞者の方でございます、どこで練習をしたか。大垣の浅中の陸上競技場、ここまで単車で行ってしてきた、こういうあれも聞いているところでございます。そうした多様な意見の中で、瑞穂市のまちづくりの将来を思い、私はこの施設を建設・整備することに意義を見出しているのでございますが、いかがでございましょうか。

そして、この事業に幾らまで投じて整備したら妥当でしょうかと議会にお諮りしているのでございます。そのどこにくまがい議員がおっしゃるような発想が生じてくるか、私は疑問であり、反対にそれをお尋ねしたいところでございます。

以上、二、三の質問も加えさせていただきました。とりあえず、私のほうからの答弁とさせていただきます。

また、先ほど申し上げました、このブログの中にいろんな癒着とか、まさにそういったことまで書かれている。こんなことが、これを知らない人は、本当だろうか、もうこれだけのブログでございます。皆さんも見られた人は、たくさんあると思います。

そこら辺のブログの問題では、この間、特定秘密保護法におきまして御案内のとおりでございます。あの石破幹事長がデモはテロだ、ああいうとんでもないことを言う。まさにブログの、あれは大きな意味をするわけでございます。そこら辺も踏まえまして、私の考えを申し上げて、答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2 番（くまがいさちこ君） 1 分だけ残していただきまして、ありがとうございます。

本日の私の質問は、高田次長の答弁に始まり、堀市長の答弁に終わりましたが、再々度申し上げます。質問をしたことに答えていただきたい。計画の概要や経緯は、もう重々承知しております。それで答弁の時間を使わないでいただきたいです。

実質 1 年後は市長選ですが、市長選にかかわらず、日々 5 万人の、そして 200 億円を年間動かす瑞穂市行政でございます。信頼を得る行政をぜひつくっていただきたいと申し上げて、私の一般質問を終わります。

議長（星川睦枝君） これにて、改革、くまがいさちこ君の質問を終わります。

続きまして、みづほ会、堀武君の発言を許します。

堀武君。

1 番（堀 武君） 私は、3 つほど質問をさせていただきます。

まず第1に、教育長の倫理観について、なぜ私はこのような教育長の倫理観について質問するかといいますと、最初、教育長が就任されたころ、本当に優しい心のある教育長だと思っておりました。しかし、今、教育長の発言等を聞きますと、その言動、行動、議会軽視、議会を小ばかにしたような、一部の議員のリップサービス、またやらせの質問か、その点に関しては真贋は違うかも知りませんが、合っておるかも知りませんが。それは問うつもりはありません。しかし、その言動、行動は、私にとっては甚だ疑問に思うところでありますので、その真意を教育長に問いたい。

と同時に、いじめの問題、再質問、これに関して言えば、私は前回の9月議会において、いじめの問題に関しては市長に答弁を求めたというのは、いじめは知っているか知らないか、恐らく知っていて両方とも、福祉部長も答弁したんだろうと思いますけれども、いじめ防止推進法に関して知っていてその答弁をしたのならば、余りにも暴挙。

そして、最後に牛牧小学校土地拡張問題と下水処理場の問題、まさにこの2つの問題は切り離すことができないような形で、庄田議員、それからくまがい議員から質問されていますけれども、牛牧小学校の道路拡張に関して、下水道の問題に関して、下畑地域の皆さんに対して待ってくれと。両方とも御破算になるのは問題だから、まず牛牧小学校の問題を解決してから下水の問題に入る。それに関して言えば、牛牧小学校の道路つけかえに関して否決をされ、このような状態で、果たして教育委員会はどう責任をとって、これから下水の処理場の問題に関してどう思っているのか。

下畑の地域の皆さんにとっては、よくよく考えれば、自分たちの屋敷の中に、それを下畑地域の方々を一つの集落、部落、家として考えれば、その中を、うんこ、おしっこ詰まった汚水が流れてくる。そのようなことに関して、終末処理場では確かにきれいになって水は流れる。だけど、その道中に関して言えば、まさに迷惑施設と言われたって仕方がないわけです。それを誠意を持ってお話をする。ほかの答弁を聞けば、その誠意が見当たらない。人のせいばかりにしている、違いますか。

だから、その辺のことも含めて鹿野部長にも環境水道部長として後でお聞きしますけれども、あなたが私的に言ったこと、調整監と、それから都市整備部長のところで行った自分の言動と、このことをお聞きします。

以上、質問席で質問します。

さて、私は教育長の倫理観の中で、過去にありました件で一般質問のときに答弁を受けていることがあると思いますけれども、日本国憲法をどう解釈してみえるかと、言論、出版の自由をどう解釈しているのかと。一、二点について、たしか答弁をもらっているはずで、そのとおりに答弁してください。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今回、日本国憲法をどう解釈しているか、また言論、出版の自由をどう解釈しているかという答弁を用意させていただいたんですが、前回のそのとおり答えよという御指示でございますので、前回の答弁書を読み上げる部分もつくりたいと思います。

まず日本国憲法については、平成23年6月にもお答えいたしましたとおり、日本国憲法には、国民主権主義、人権尊重主義、平和主義の3つの原理があり、教育関係では、その26条の義務教育をもとに、この憲法により、民主的で文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意をあらわしたわけで、この精神にのっとり教育基本法があって、現在の学校教育等が行われていると思っております。

また、言論、出版の自由ということでございますが、前回は、これは23年3月の議会の答弁でございますが、教育長の歴史観、教育観というようなところに続いて、そういった内容についても触れたと思っております。前の答弁書を今拾っておりますので、ちょっとお待ちください。

そういった言論、出版の自由ということについては、前回は言論、表現、思想、良心の自由をどのように理解しているか、また教育現場にどのように反映させているかという御質問でございました。憲法第19条が保障する思想、良心の自由は、内面的、精神的な自由として位置づけられるものであり、これは前回の答弁のままです。同21条が保障する言論等の表現の自由は、外面的、精神的自由と対比されている2つの自由権であると理解しております。強要したり、あるいは禁止したりすることは許されない自由権と言えます。特に表現の自由に関して申し述べますと、表現内容そのものと表現のある時や場、方法に分けて規制できないという判断と規制できると判断するものがあると認識をしております。

教育現場では、教育基本法第1条の教育の目的を達成するために、人格の完成、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての必要な資質等の育成を期して指導をしておりますが、思想、良心の自由、言論等、表現の自由についても、何びとも保障されるものとして考えておりますが、表現の自由に関しては、教育の場では時と場、方法という観点の指導も、現に指導の一環としてあるというふうに前回お答えをしております。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 私が言いたかったのは、私が勇み足もあると言われるかもわからんけれども、中学校の校長室のじゅうたん、教育長は2回張りかえて、生徒が素足の状態で行ってくるから、そのためにも校長室ではスリッパを脱いで入ると、そのようなことは当然のような言い方をされた。これに関しては、前のやめられた林次長はこのように言われた。あの校長室にある校長は、自分がスリッパか、そういうものを履いていながら、招待者に素足で上がれというのはどんなもんかなと。

私は何が言いたいかというと、権威主義と同時に、そのときの前校長は、慣習ではないかと、来たときには。それが私の質問に関してはいろいろ言いわけをされていた。そういうようなことが行われる教育現場はいかかなるものかと同時に、じゃあ私が入らないといった行為、それ以外のことはあえてここでは言いません。知っておられる方は知っていて結構です。ただし、それに関して失礼ではないかと。

ならば、教育長、この前の中学校の卒業式の来賓名簿に、私のときですけど、3人ぐらい飛ばして読まれた。この侮辱感、屈辱感、あなたはないのか。先生には言ったという、校長さんは廊下の隅で済みませんと言った。そのような来賓者に失礼というならば、このような行為は失礼に当たるのかどうか、ちょっと答弁してください。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 卒業式における来賓名簿を飛ばしたということで、議員が大変憤慨されているというふうにお聞きしました。

卒業式の来賓名簿は、教頭が読んで御紹介をしていると思っておりますが、教頭もきちっと指で確認しながら名簿を読み上げるのが本来指導している中身でございますけれども、そういうことが起きてしまったということは、穂積北中学校で起きたことだろうと思っておりますが、ここでおわび申し上げます。

そのこと、私の記憶と、私、いろんな学校へ行ってあるものですから、ちょっと記憶がはっきりしていないんですが、そういった場合には、その場で大きな問題として、校長、教頭には指導しておるつもりでございます。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 教育長、あなたはそのときに司会者に指示をしたと言っているのに、今の答弁と全然違う。そのことを言っているわけ。あの席で教育長が、堀さん、悪かったねと言言え、それで終わっているの。それが今言うように、何事もそうですけれども、かけ違いがある。もうそれはそれ以上言わない。

では、北中で、現在、廊下・教室をきれいにする運動で、廊下も生徒がきれいにしているとのことですが、校長室に上履きのまま入ると。こういう人がいるから素足で入らせるということ等、廊下・教室をきれいにする。地区懇のときに、先生はもう座れるぐらい廊下はきれいだと。そのときに、じゃあちょっと矛盾しておらへんかと、言っていることと。その辺は矛盾がないのかどうか、教育長、ちょっと答弁してください。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 穂積北中学校の生徒の掃除の様子を褒めていただきました。ありがとうございます。

大変子供たち、今、中学生がなかなか掃除をしないというような姿もある中で、大変よくやっておっていただいて、校長か職員が、大変汚れがないくらい廊下がぴかぴかに磨かれているというふうに自慢をしたという話は、教育長としては大変うれしいことです。

ただ、校長室に上靴を脱いで入る、入らないということでございますが、前回もお話したんですが、穂積北中学校だけでなく、穂積中学校の校長室も上履き、スリッパを脱いで入る、そういう施設としてつくられております。

また、これも前回お話ししたんですけれども、校長室だけではなく、パソコン室、音楽室、図書室も、ほこりを抑えるというような意味もあって、上履きを脱いで入室するようになっております。施設のつくりが、上履きを脱いで入るというつくりとしてつくられているということで、今、校長以下みんながそのつくりに従って使っておっていただけるということでございます。

私、穂積北中学校の校長をやっておりましたが、平成17年ぐらいにじゅうたんの張りかえの工事をしていただきました。それ以降、またきれいになって、スリッパを脱いで入るということが、より必然が生まれたと思っております。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） まあ、いろいろな答弁の仕方があるわね。権威主義だという、前に教育委員会の総務課長が言われたこともあるように、じゅうたんも、僕は穂中の校長室へ行ってないであれだけ、そのふわふわ感と北中のじゅうたんの差があるというのを聞いていますけれど、それ以上、これから言ったら水かけ論だから言わない。

では、次に移ります。

文教厚生協議会のときに教育長は大きな声で、私にとっては、くまがい議員を総務常任委員会に出すか出さんかということで言っていたもんですから、そのやりとりをしていたときに、あなたは大きな声を出されていた。その大きな声の内容と、なぜそのような大きな声を出したか、ちょっと答弁してください。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 文教厚生協議会の教育長の大きな声ということでございますが、言葉といたしましては「失礼な」と言いました。その理由ということですが、この議場にも見える方で今お名前を上げられましたが、大変失礼な言葉を繰り返し言われたことについて私が発した言葉です。議員も同席されていたので、理解していただけたと思います。

その理由ということですが、まず文教厚生協議会ですが、休憩中でした。附帯意見を総務委員会に送るために、事務局は退室しておりましたし、同席しておっていただいた議長さんも室外に出ておられる。そして、委員の皆様はそれぞれお話をしてみえた、そういう時間です。

2つ目に、ある議員から総務委員会の委員の皆さんに、先ほど堀議員も少し触れていただきましたが、総務委員会に送ってもどうにもならんみたいな発言をされていた、これは堀議員も今紹介していただきました。

また、私ども市の行政職員に対して、能力がない、無能な市役所の職員、事務能力が全くない、質が低いという言葉が繰り返し発せられていました。私は、その言葉をやめていただくために注意を促した。私は、「失礼な」でやめたのは、その後の言葉を言い切っていないのは、気づいてもらえればそれでよかったので、「失礼な」でやめました。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） その内容が、くまがい議員の言っていることと少し違うような気がする。それこそ精査していただきたい、どっちが正しいのか。これこそ、一般質問のこの場で市長がさっき言われたように、肅々と、議長、くまがい議員の言っていることと教育長の言っていることが違うもんだから、どっちが正しいか、一回調査してください。

それによって、僕が言っているのは、くまがいさんが違えば、くまがいさんが謝らなきゃだめだぞと言っている。だから、そのような重要なことを、失礼という言葉でとめたと言うけれど、私は瞬間的には、それは今言うようにおどしにしか聞こえん。教育者として言うならば、もっと静かにして、もう一度、違うじゃないかと言うべきじゃないか。その態度は、恐らくそういう形で学校の教員時代やられたかどうかはわかりませんが、一応なりとも議員に対して、休憩時間中の発言であろうがなかろうが、それを失礼なことといって封鎖するならば、その真贋を公言して、協議会中だろうが、休憩時間だろうが、やはりその言葉に責任を持って両方ともやるべき。

一回その辺で議長にお願いして、私はなぜこういうことを言ったのかということ、やはりその辺のことがあやふやのままずっと来ているわけ。

だから、正しいこと、間違っていること、違ったこと、何を今さら言っているとか、いろんなことを言われるけれども、一つ一つのことに関して、僕は最初、あそこの給食センター跡地の話をしていたころの教育長は大好きだったですよ、何にもわだかまりもなく。だけど、だんだん答弁がおかしくなっている。

ならば、次のいじめの問題を再質問します。

私は、このいじめの問題に関して、答弁者は市長に宛てて問うておるんですよ、いじめ問題に対する当局の取り組みについて。いじめの問題については常に問題の提起をしてまいりましたが、いじめられた子供、関係者が安心して相談のできる対策室の設置、問題発生後、いかに対処できるか、第三者機関の必要性を問うてきましたが、その後、検討されましたか。

行政側にも、続いてこれは質問しておる。なぜかというならば、ここに資料があるんですけど

ど、平成25年法律第71号、(別称)いじめ防止対策推進法、平成25年6月28日付官報、この中で国及び地方公共団体等の責務を明らかにして、この条項自体、後で読みますけれども、このことを知って、教育長、それから高田福祉部長、あなたも私に答弁したでしょう。これを知って答弁した、両方ともそのときの答弁のとおり答弁してください。

議長(星川睦枝君) 横山教育長。

教育長(横山博信君) 9月議会での答弁のとおりということでございます。

当市の現状ということでございますが、いじめ防止に向けては、これまでもさまざまな対策をとってまいりましたが、今年度に入ってから、いじめ防止リーフレット、インターネット上のトラブルへの対策徹底等、複数の資料をもとに、全職員でいじめの未然防止、早期発見、早期対応を合い言葉に、全教職員で指導に当たっております。

今年度の市内小・中学校において、いじめ防止生徒指導、教育相談、人権教育、不登校等についての研修会は、小・中10校でございますが、年間66回、各校平均6.6回の研修会を持ちました。

また、近ごろ増加している携帯情報端末や携帯ゲーム機を介したいじめについては、トラブルが発生しやすい夏休み前に市内全児童・生徒に注意喚起の指導を行い、同時に、校長会、市のPTA連合会と連名で「携帯電話等の学校への持ち込み禁止」の文書を配付し、学校への持ち込み禁止の徹底を図っているところです。さらには、むやみに買い与えないこと、使用についての家庭における約束づくり等の啓発を行っています。市教委の夏季の研修講座においても、ネットの向こう側で生きる子どもたちの実態とトラブルの未然防止、学校における情報モラル教育の講座を開設いたしました。

いじめられた子供、関係者が安心して相談のできる対策室の設置、第三者機関の必要性ということですが、いじめ問題にかかわらず、悩み相談窓口としての教育相談を充実させています。全ての学校で全ての児童・生徒と直接面談する時間「教育相談週間」を実施しておりますとともに、「こころのアンケート」を位置づけて、友達に相談できないことも把握し、相談者の立場に立った情報収集と、児童・生徒に寄り添った指導・援助に努めております。

このほか、教育支援センターのアジサイスクールにおいても電話相談窓口を設置しておりますし、県の24時間体制「いじめ電話相談」や、NPOチャイルドライン支援センターの電話相談についても、各学校へ資料やカードを配付し、周知を図っています。

このいじめ問題については、そういった相談室の設置とか第三者機関の必要性ということについては、当市の現状を鑑みて言うに、前回答弁させてもらっておりますが、各学校、市教委全体で取り組んでいるところです。議員の言われる、そこまではまだ必要が生まれていないと。今後、そういったことが生まれぬよう取り組んでいきますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁させていただきました。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 私のほうの9月議会での答弁でございますが、いじめという問題でございますが、学校にかかわらず、児童・生徒というところで福祉生活課がかかわってくると思います。そういった場合、福祉生活課の中で児童担当へもいろいろ情報が入ってまいりますので、その都度、家庭相談員とか担当者レベルで、子ども相談センター、並びに県と相談をいたしまして、そういう事案があれば、その都度対応をしております。

また、高齢者に関しましては、地域包括支援センターのケア会議などで検討してまいりますし、障害者に関しましては、福祉生活課内の担当の中ではございますが、障害者虐待防止センターという設置がなされておりますので、こういったところで福祉のほうとしては対応しておりますということで答弁をさせていただいております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 教育委員会の答弁では、自分に都合のいいことばかり。問題が起きて発生した場合に、その責任を誰がとるのか。絶対安全だと、東京電力の原発と同じじゃない。安全神話で、問題が起きたときは想定外だったと。

いいですか。文部科学省の、この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

私が言いたいのは、公共団体というのは、教育長、どこのことやね、これ、答弁してみてください。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 県とか市町村だと思います。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） その長は、ここでいえば堀市長ですね。なぜかというと、例えばこれは新聞に、自殺、言葉のいじめ、東京の千代田区、第三者委員に認定。

東京足立区で、2010年、区立中学校3年生の生徒が自殺した問題で、区の第三者調査委員会

は、21日、長期にわたる言葉のいじめが自殺の一因だとする調査報告書を近藤弥生区長に提出したと。区委員会は、いじめの認定をしながら因果関係は不明としていたが、この主張を否定する報告となったと。報告書では、男子生徒は、少なくとも中学2年から、他の生徒が多くなる前で屈辱的な呼び名で呼ばれて、心理的な攻撃による深刻ないじめを受けていたと。生徒へのアンケートで、男子生徒へのいじめは、周りから見て誰でもわかるものだったと。そういうことが書かれながら、実質的に報告をした事実と違うと。第三者機関が調査をし、そのことを認定したと。東京都足立区なんて大きなところで、恐らく十分に対策はとれていたと思っておるんですけども、今回、これで質問してきたとき、教育長、東京都足立区のここの学校とうちの学校はどんな差があるのか、どのくらいすぐれているのか、一回今度のときまでに勉強してきてください。

ならば市長、これ前回のときに答弁したのは、この文部科学省の機関、これはほとんど行政側に要求しているんですよ。教育委員会の、ある意味で、瑞穂市に言っているんじゃない、不信感があるから、これにあるように。だから、それを財政、お金をこれに出しなさいとも書いてある。いじめの防止のための対策や、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指さなければならんとか、6条なんかは、地方公共団体の基本理念とある。第7条、学校の設置者は基本理念と、これ全て読むと、地方公共団体は、いじめの防止基本条例を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めることに努めるものとする。これ、ほとんど地方公共団体のあれでしょう。これに対する答弁は一つもなっていない。

これを見ておったの。見ておって、こんなことを教育委員会だけに任せて、教育委員会、いじめは大したことないと、それは言うに決まっているわ。

福祉部長やないけれども、どうなの、これを見て。みんなほとんど国・地方公共団体及びで、地方公共団体に対して要求しておるのよ。お金も出しなさいと言っているわけ、その対策用の。

教育長、これは読んだことあります。

教育長（横山博信君） 読んでいます。

1番（堀 武君） 読んでいる、どう思いましたか。

これ、副市長、どうですか、そうそっちこちへ放らずに。

これは教育委員会でないの、教育長ではないの、地方公共団体がいかに、美濃加茂だったかな、あそこでもそうだし、名古屋でもそうだ。名古屋でも、要するに巡回員をつくって、3億か4億お金をかけるぐらいに、それぐらい地方公共団体はやっているの、やることを要求しているの、国のほうから。

いじめの問題は、一部の生徒でなくて、全体の生徒が人格を否定され、そして一生のうちの大切な時間をいじめという問題に関して精神的な苦痛を受け、私が言っているように、そのひどいときは鬱になり、自殺をする。その例があるからこそいろいろ問題になっているわけ。そのことに関して誠意を持ってやる気があるのかないのか、検討するのか。これに関していえば、直接上に言うより仕方がない。福祉部は、わけのわからん答弁や。教育委員会は、自分の都合のいいしか答弁されんし、当たり前のことや、そんなもん。答弁してください。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 堀議員の御質問に答えたいと思います。

私らも行政としまして、先ほど来、お話が出ています、いじめ防止対策基本法は手にしております、読んでおるところでございます。今、まさに御指摘がございましたように、地方公共団体の責務ということで第6条にも書いてございます。ですから、この義務教育施設を設置するのは地方公共団体なんですね。運営するのは教育委員会が運営しますが、ですから、教育委員会に全てを委ねるわけではなく、これは市全体の問題として対応しなきゃならないということは部長会議の席においてお話をしているところでございます。

ただ、現実的な問題として、教育の現場で一番いじめが発現しやすいということで、これは平成25年10月11日、文部科学大臣決定ということで、「いじめの防止等のための基本的な方針」というのが来ておりますし、岐阜県からも教育委員会のほうから、これは10月22日ですけども、岐阜県教育委員会教育長から各市町村教育委員会、教育長宛てに、「いじめ防止基本方針の策定について」といった文書も来ておりますし、こういったことを踏まえますと、教育の現場が一番いじめが起こりやすい、そこからまず手をつけなきゃならないということであります。

市としましては、いじめは別に教育の現場だけではなく、市民の日常生活の中でも起きるということで、これは教育だけではなく、市民全般の中でこういった問題が起こらないような体制づくりをしなきゃならないということで、条例化も視野に入れておるわけでございますが、今の時点ではそういった動向を見ながら考えているところでございますが、現実に教育長から発言がございましたように、幸いにして市の状況の中では新聞紙上をにぎわすようないじめの実態はまだないということで、ないから安心しているというわけではございません。この問題は、市全体として取り組む問題としての位置づけをしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

1番（堀 武君） 教育長、何か答弁があるなら言ってください。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 先ほどいじめ防止対策推進法の第1条の目的のところを読み上げていただきましたが、国がいじめの基本的な方針の策定を定めるとともに、いじめの防止等のため

の対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とするという結びでございます。

要は、10月11日付で国が国の基本方針を策定しました。県は、先ほど副市長からも答弁していただいたように、10月22日付でそういう通知が来て、今、県の基本方針をつくっているということをお聞きしております。本市では、国・県の基本方針を待つて瑞穂市の基本方針を策定する方向でございます。あわせて、法第13条にのっとり、瑞穂市立学校の基本方針というものは各学校でつくっていくというような方向で動いていくこととなります。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 問題が起きて、後追いで、生徒の命が失われたり、失われなくなつて、そういう機関に相談に行けるぐらいならなかなか起きない。引きこもりになり、不登校になり、そういうような生徒が出ることの危険性がなきにしもあらずと思っておりますから、これは私はずうっと言っているんですけども、やはり不幸な生徒は他人の力によってなされる、それは本当に教育現場であってはならないこと。だから、その辺を肝に銘じて、ぜひやっていただきたい。だから、私はそれを願って、この質問においては終止符を打ちたい。切に教育長及び市長、副市長、企画部長、総務部長、高田福祉部長、ぜひ皆さんの力で、不幸な生徒をつくらないように、学校生活が本当によかったなど、卒業式に泣き笑いができるような雰囲気をつくってください。それはそういうことで、ぜひお願いします。

では、次に牛牧小学校の道路つけかえ工事、さきもくまがい議員が言っていたけれども、これに関しては非常に重要なことが含まれているわけ。これは教育長も教育次長も市長もおっしゃっていたと思うけれども、この問題が解決しない限り、下水の下畑の地域の皆さんに理解がしてもらえないから、それを待ってくれというような話で来ました。違いますか、違ったら、後で教えてください。

そして、現実的には否決をされた、道路つけかえ工事は。理由はいろいろ言っておられた。東側がどうだとかこうだとか、現実には否決された。それによって下水道の推進を待ってくれと言っておった、それはどうなるのか。どう責任を感じているのか。ただ、結果報告なんて誰でもできますよ。

一体その辺のことで、今後に関して言えば、下水道を待てと言った以上は、自分たちの言った誠意はどうこれから示すのか。教育次長が担当なのかな。そんな結果報告なんていいですよ。だから、今後に関して、待っていたと言った以上は、どのような形でこれから下畑の皆さんに御理解をいただくのか、答弁をしていただきたい。

その前に、なぜ私はこんなことを言うかということ、瑞穂市市制10周年、市長、これ新聞に出ている。2年の間に大体そのめどをつける。もう2年度だから、市長、もう1年あれせん。ま

だ、その端緒の足がかりさえできないような状態。これは個人名を出していいのかな。下畑整備計画で、これは皆さんも写真を見て知っているでしょう。これ、指をさされております。この地域の遊水地でその説明、最初のやないけれども、不信感があって、くまがい議員が言っていたんですけれども、そういうような形で来て、今の教育次長の答弁だと、その誠意が全然感じられない、他人事に見える。

だから、今言うように、この問題は下畑の地域の皆さんに、牛牧小学校の増設と同時に、いかに市長が、最初のとおり一大公約ですわ。これを推進するに、最初市長は、これを見ますと、2年弱でめどをつけたいと、2年弱で。これ、任期が2年弱だから、極端なこと1年ちょっとで、今時分、市長が来期出られるなら、そっちに奔走しておらなきゃならんぐらい、新年度予算もね。だから、その辺のことを含めて、教育長、心の内で結構ですわ。いろいろな答弁は要らないから、この件に関してどう思っているのか、心の内をちょっと述べてください。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問ですけれども、この下畑地域の自治会の結果ですけれども、反対の決定を受けたということで、説明会でも説明はさせていただきましたが、市では自治会の意向を最大限に配慮して、行政判断をさせていただくという回答をさせていただいております。

したがいまして、現在におきましては、慎重に今後どうするかということの検討を行っているところであります。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） これから検討する。この土地を、私らもたしか文教厚生委員会で、教育長、一緒に見に行きました。市長も一緒だったかな、取りつけ道路をこっちにしたいと。下畑地域の皆さんにこれを理解していただけた下水には入れんと。そういうような形でここまで来て、まだこれから検討する。そんなことをしておったら、市長、任期が終わってしまいます、そこで、極端なことを言うと。

ならば、鹿野部長、これは私的なことやで、私、そんなことを言ったことがないと言えばそれまでですけど、もう市長の任期も1年ちょっとじゃないかと。こんなもんおさまるかと言ったときに、あなたどういうことを言ったか、覚えがなければ覚えがないと言ってもらっても結構ですけど、その言った言葉をちょっと言ってみてください。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） 今、堀議員のお聞きなされたことと私が答えることと外れるかもしれませんが、私の答弁といたしましては、牛牧小学校の増築に伴うつけかえ道路の案につきましては、下水のほうが先に地元のほうへ話がおりたわけでございますが、これの半年後に

小学校の道路のつけかえ問題が地元においていったわけですが、この問題が2つ重なって混同して地元の方に混乱を招いてはいけないということで、どちらを優先させるべきかという中で牛牧小学校の説明会を先に進めたというところで、下水のほうは少し時間をあけさせていただいたというところでございます。

教育委員会の牛牧小学校の説明会につきましても、下水のような不信感を抱かれないようにということで、懇切丁寧に説明会等をされたというふうで私は判断しております。

残念ながら、牛牧小学校の増築に関するつけかえ道路の説明会の中では、表立って下水への不信感、それから反対というような御意見は出てきませんでした。牛牧小学校のほうの説明会の中では、やはり根底には下水処理場が問題として、これも反対であるから牛牧小学校も反対しようというようなことが言葉の端々に、はっきりは言われませんが、そういうところが感じられたのは私だけではないというふうに感じております。

下水につきましては、牛牧小学校の増築に伴うつけかえ道路案について一通りの区切りができたということで、私ども担当部局としましては、今後、地元の説明会へ、あくまで地元の自治会を通して説明会の開催をしていきたいというふうに考えております。それが御了承いただけないようでしたら、直接市のほうから御案内して、説明会の開催もしたいとする方法も考えているところでございます。

本日の庄田議員のところでも御質問で御答弁させていただきましたが、今回の地元説明会とか地権者への説明会につきましては、処理場候補地としました、最適地として選定しましたそのプロセスだとか選定理由、そのあたりを丁寧に御説明させていただきたいと思っておりますし、周辺の五六川の改修計画、牛牧閘門の改修計画、ひいては牛牧排水機場の改修等々、国・県の取り組み状況も並行してお話を申し上げながら、引き続き、誠意を持って御理解が得られますよう努力してまいりたいと思っておりますので、何とぞ御理解のほど、よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 私は、これに関して住民の気持ちというか、さっき言われたように、下畑地域を一つの家族、家庭、そして屋敷と考えた場合に、そのそばか、その中を市全体の大多数のうんこやおしっこが通るといふことに抵抗感がないと言ったら、それはうそになる。私自身はそう思う。だから、その辺のことをもう少し人間の感情というのを大切にしながら、やはり一つ一つ丁寧に、あれがだめ、これがだめでなくして、何が一番最善か、朝、お願いに行くのか、帰りをお願いに行くのか。会ってくれなくても、こつこつ誠意を示しながら、一人一人御理解をいただく。それは表面切って家へ上がってくれという人は、部落の八十何軒の中でいいですよ。でも、挨拶しながら、下水の担当者は3人かな、自分自身も含めて、副市長、皆

さんでその感情の、心の和らぎを求める。いたわりの心、おもてなしの心、みんな同じですよ。相手の立場に立って物を考えて、相手の痛みは自分の痛み、それぐらいの感覚でぜひやっていただきたい。

こんなもの時間も、市長の任期は1年ちょっと、2年以内にめどをつけたい。処理場の決定さえできなきゃあ、絵に描いた餅、その辺のことをじっくりよく考えて、人の痛みは自分の痛み、それぐらいの気持ちでぜひやっていただきたい。

古い話ですけど、おもてなしの心もいたわりの心も、全て仏教的に言えばみんな同じ。ですから、相手の気持ちに立って、相手の立場に立って物を考えて、相手の立場で、ぜひひとつ御理解をいただくように誠心誠意お話をして、過去にどういう話があったのか、今さら過去の話蒸し返して、あれが言ったからだめ、これが言ったからだめと言ったって、もうそんなことは取り返しがつかない。私も昔言われたことがある、言葉に消しゴムは通じないと。文章だったら消せばいい。だけど、言葉というのは一度発した以上は、それは消すことができないと。私は、最初に学卒で就職したときにそう言われたと同時に、「実るほどこうべを垂れる」という言葉、みんな仏教の教えの中にあると思います。だから、そのような精神で当たっていただきたい。恨み言は言ったらだめです。だから、ぜひそういうような誠心誠意の形でやっていただきたいとお願いをしながら、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔発言する者あり〕

1番（堀 武君） 議長、いいですか。

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 1つ、何か僕、「部落」という言い方をしたみたいですけど、別に差別的な意味で使ったことではない。もし、そういうふうにとられる方があったら削除してください。あくまでも、そんな差別用語で使ったつもりはありません。それだけは御理解をいただいて、検討して、それがそのようなことにとられるのは私の本意ではありませんから、もしそのようなことでしたら削除してください。ひとつよろしくお願いします。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これにて、みづほ会、堀武君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。午後3時30分から再開いたします。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時39分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴者の皆さんには申しわけございませんでした。お時間が5分おくれましたこと、お許しくださいませ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） くまがい議員さん。

2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私のさきの一般質問で市長より、設計図を流出させたのはくまがい議員ではないかと言われた反論の中で発言したと私は思いますが、この設計図ですね。グラウンド概算設計図と今呼びますが、これはもともとA4のファクスで来たので、ここに日にちが入っています。皆さんにお配りしたのは、これは個人情報なので、一応折ってコピーしたのをお渡ししたので日付が入っていません。うる覚えで、その席に持っていなかったものですから、「11月17日じゃなかったかと思います」と言いましたが、13日でした、手元には持っていましたので、11月13日です。11月19日に最終の全協があり、その前の全協が10月29日で証拠はあるのかと言われたときに、私は持っていなかったわけです。だから出せませんでした。その間にこれが来たから、最後の11月19日の全協ではお配りしたわけです。ただ、私が流出したわけではないし、私は議員の皆様は資料として配付しただけです。以上でございます。

議長（星川睦枝君） それでは、最後になりましたが、清流クラブ、古川貴敏君の発言を許します。

古川貴敏君。

10番（古川貴敏君） 議席番号10番、清流クラブの古川貴敏でございます。

傍聴席の皆様方、遅くまでお聞きくださりまして、ありがとうございます。まずもって御礼申し上げます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、会派を代表いたしまして一般質問をさせていただきます。

さて、去る10月29日、私ども清流クラブは、平成26年度の当初予算編成に係る施策要望書を提出させていただきました。住民のニーズを施策に反映させることは、我々議員の重要な役割の一つであるからでございます。

本日の午前中には、私どもよりも先に施策要望書を提出されておりました新生クラブさんでお出しになった内容に沿った質問をされておりましたが、私ども清流クラブもきょうは会派で提出いたしました施策要望を主に執行部のお考えをお聞きしたいと思っておりますので、御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

これよりは質問席にて質問させていただきます。

それでは、初めに、広域的な地域計画作成協議会の設立といったものをテーマに質問いたします。

当市の平成24年度における実質公債費比率は3.0%であり、現況の財政状況は健全化と判断できます。しかし、公共下水道の整備や老朽化施設の更新、さらには教育費やふえ続ける社会

保障費などを考えますと、今後の財政は極めて厳しくなるものと推測されます。

当然、平成26年度の予算査定に当たりましては、今後の事業計画、さらには中・長期的な展望も視野に入れ、その編成が行われているものと思いますが、しかし、ここで当市が目指すまちの将来像を考えてみますと、大きく捉えれば市民憲章に書かれているまちづくりということになるのですが、いま一つ具体性に欠けているのが現状ではないかと思えます。

昨年の12月議会で当会派は、新駅構想も踏まえた広域的な計画が必要ではないかと尋ねておりますが、これに対し市長は、JR及び樽見鉄道を地域活性化の資源として活用する方向で将来像を描きたい。広域的な視野に立ち、本巢、北方、安八、大野等の意向を調査したいといった旨の御答弁をされております。

私も会派も行政サービスの多様化や行政事務の効率化に対応するためには、将来的にはさらなる市町村合併もあり得るのではないかと。また、合併には行かなくても、近隣自治体との事業連携など、もっと広域的な観点に立ったまちづくりや施策が必要ではないかと考えております。

そこで、当市が目指す将来像を具体化させるために、近隣自治体と連携して計画を行うための協議会の立ち上げを提案いたします。もちろん、行政の分野は多方面であり、全てを協議するわけにはいきませんが、まず都市基盤整備や交通インフラ整備といった内容で協議を進めることができれば、大まかではあっても将来構想が具体化してくるのではないかと考えます。

ただ、こういった協議は、初めから合併ありき、新駅ありき、また樽見鉄道ありきでは意味を持ちません。広域的な観点からも、最も効率的な、また効果的な構想をまとめるためのものでなければなりません。協議会の設置は、相手の意向もあり難しいとは思いますが、将来の負担の予測や、後戻りしない基盤整備のためにも、ぜひこの立ち上げを検討する必要があるのではないのでしょうか。

この広域的な地域計画作成協議会といいますか、広域計画作成協議会になるかもしれませんが、こういったものの設置に対する市のお考えをまずお聞きいたします。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 古川議員の広域的な地域計画協議会の設立についてお答えをいたします。

実は古川議員の御質問の広域的な地域計画作成協議会というのは、地方自治法第252条の2で規定する協議会の設置があります。この規定によると、地方公共団体の事務、あるいは一部の事務を共同して管理し及び執行すること、事務の連絡調整を図ること、または広域にわたる総合的な計画を策定するものとなっています。

ここでいう一部の事務とは、例えば地域の振興に関する事務、環境保全、観光などに当たる事務となっています。これらは、共同して処理することにより簡素化ができ、効率的なことが

期待できるものであります。また、この中の管理執行とは、協議会に効力があることを示しています。

次に、広域にわたる総合的な計画を策定する協議会は、広域化の趨勢や地域の総合的な計画執行の必要性から協議会を発足するものであります。要するに、地方自治法上の協議会には、管理執行の協議会、連絡調整の協議会、計画策定の協議会の3つがあると思います。

この地方自治法に規定する協議会での思い出すことといえば、市町村の合併協議会になります。瑞穂市も合併して10年、やっと市民、職員も瑞穂市として一体感を感じているところです。

広域的にわたる総合的な計画を共同して作成するための協議会には、地方公共団体の枠組みを超えた生活圈や経済圏を形成している同様な地域において、地域の整備、交通網、生活関連施設の整備などを総合的に計画するものであります。

今回の古川議員の御質問は、都市の基盤整備や交通インフラを提案しておられますが、さらなる市町村合併のことではなく提案されていますので、恐らく自治法上に規定するような協議会ではなく、あくまでも任意なものとして理解していますが、任意なものから開始し、現実的なもの、形になるようならば、自治法上の協議会とする手法もあると考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

10番（古川貴敏君） 議長、市長はよかったかね、何か御発言があれば。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私のほうへ御指名でございませんので、ちゅうちょしておったところでございます。

今、広域の御意見をいただいたところでございますが、現在、この瑞穂市におきましては、もとす広域連合で広域的にいろいろ事業を進めております。それは、一つには老人福祉、大和園でございますし、また介護保険が大きなものでございます。また、福祉医療、さらには衛生施設、こういったものをまさに広域で今いろいろ運営をしております。これも平成12年に立ち上げたわけでございます。その中では、将来、合併も見据えた中での広域連合の立ち上げでございましたが、介護保険が12年からということで、これは11年の中ほどから準備にかかりまして、12年の介護保険をまず広域でやっといこうというところから始めております。

そんな中で、予算も、当初は20億ちょっとの予算でございました。現在では、新年度、26年度には70億になろうかと。これは北方町の一般会計より大きなものでございまして、まさに広域でそういったことを進めておるところでございます。

そういう中におきまして、さらに今後、この道路を初めとしましたいろんな関係におきまして、今、古川議員からいろいろ御指摘がございました。新しくそういったものを立ち上げたらどうかというところでございますが、これは何といたしましても、私の過去の経験からいきましたら、やはり広域といたしますと、一番長いつき合いでございます広域連合の中の議員さんのほ

うから、こういったことにこのお話をいただいて、議会でこういうものを立ち上げていただければ、私どもは、過去、巢南町長として本当に大きな広域のことを進めてきた一人でございますが、残念ながら、この7町村が3つの市町になったという経過もございます。ですから、この問題は、やはり議会の皆さんがそれぞれのおつき合いも、あるいは選挙等々でおつき合いがございます。そういった中でお話し合いをなされて立ち上げていただければ、私どもその首長としましては3人しかおりませんので話は早いものですから、そういった関連において話もいろいろ進むのではないかな、このように思います。

これははっきり申し上げまして、過去の経験からいきまして、議会のほうでそういうお話し合いを進めていただいたらと、このように思っておりますので、そのことにつきましては、そういう形での答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

10番（古川貴敏君） ありがとうございます。

きょうの市長さんの御答弁は、まるで反問権を使われているように感じておりますが、確かに私ども議員も考えていかなければならない問題かと思っております。

また、お隣の岐阜市では、来年、市長選挙が行われますが、その岐阜市は政令指定都市構想を持っております。瑞穂市にも、いずれ近い将来にはそういったような話がある可能性も十分ございます。そういった場合にも備えて、当市の将来構想をしっかりと確立し、市民のための自治体となるべく、しっかり取り組んでいくことが重要と考えております。また、この件に関しましては、いろいろと御相談させていただきますようお願い申し上げます。

次に、水害のないまちづくりについて質問いたします。

何人かの方も御質問されておりますが、近年、ゲリラ豪雨による水害が各地で起きており、当市におきましても、この9月の局地的大雨では、道路冠水等の被害が生じております。これを受け、さきの議会では何人かの方が災害対策や被害状況、さらには排水機の稼働状況等について質問をされておりました。

また、11月の広報紙には、9月4日の降雨量の記録や公共下水道の雨水計画が掲載されております。これによりますと、当市の公共下水道の雨水計画における雨量は、5年に1度の確率から導き出された54.8ミリ、これに対し、9月4日の1時間当たりの最大雨量は70ミリ、すなわち水路の処理能力以上の雨、いわゆる想定外の降雨により9月4日には被害が生じたということになります。

ここで確認しておきたいのですが、当市の市街化区域における都市下水路の断面は、5年確率の降雨強度であります54.8ミリに対しては十分な処理能力を有しているのか、それを検証されているのかをお尋ねいたします。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） 古川議員の御質問にお答えしたいと思います。

平成21年度に策定しました公共下水道全体計画では、汚水計画とあわせて雨水計画の策定も行っており、主要水路の流下能力の評価も行っております。

公共下水道全体計画におきましても、既存の都市下水路ですね。整備の古い順番に言いますと、別府、只越、それから牛牧、穂積と、昭和48年から平成4年にかけて整備しておるわけですが、この都市下水路につきましては、5年確率で51.5ミリという計画降雨強度に基づきまして整備を終わっておるわけですが、これらの計画の整合もとりまして、5年確率とした降雨強度を採用いたしまして、「広報みずほ」でお知らせしたとおり、1時間当たり、今回の新しい計画では54.8ミリとして雨水計画を立てさせていただきまして、既存の都市下水路区域内の幹線道路に限って申し上げれば、流下能力はおおむね満足しているというところでございます。

既存の都市下水路の計画時に比べて強度が若干大きくなったり、水路勾配が実際計画より、現地のほうではかってみますと、勾配が緩かったりすることがありまして、机上の計算とは流下能力が若干下回る路線もございますが、そもそも既存の都市下水路には2割の余裕水深を持ってありますことから、今回でも都市下水路から直接溢水したということはないと思っております。

では、今回の短時間の局地的豪雨で、道路では20カ所以上にわたりまして一時的に冠水したというような状況を検証してみますと、短時間に計画を上回る雨が降ったということで、先ほど申しされましたように、2時から3時ですと60ミリ、3時から4時ですと70ミリというような記録がございますが、これらが実際には直接的な原因ということもございませんが、そのほかには次のようなことも一つ要因としてあるんじゃないかというふうに考えております。

それは、さきに述べました雨水計画にあります幹線水路以外の、そこへ流れ込みます支線の水路そのものの成り立ちが、別府、穂積地区では、昭和30年代の土地改良事業によりまして農業用に築造された農業用の用排水路兼用の水路になっております。そのような水路は、用水時期には田んぼへ用水が取水しやすいように、水路の河床は浅く、また勾配も小さな土水路となっておりました。宅地化が進みまして、その土水路も次第にコンクリートの水路に順次改良されてはきたんですが、市全域の雨水排水計画のもとに改良してきたものではございませんので、今回のような短時間の局地的豪雨には耐えられなかったのではないかとこのように考えております。

公共下水道の全体計画では、これらを防ぐためにも市全域の雨水計画を立てまして、これらにも対応できるよう、汚水計画とあわせて進めることが重要と考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

10番（古川貴敏君） ありがとうございます。

大雨による内水氾濫を防ぐ施策としましては、今お尋ねいたしました排水路に十分な流下能力を持たせることと、もう一つが、それを本線に放流するポンプ場が整備されることとでございます。

ポンプ場につきましては、花塚、別府とポンプ場が改修されましたが、これはどちらかといえば古くなった排水ポンプを更新したものと言えます。瑞穂市の現況は、今、市街化区域でございますも湛水能力の高い農地が多く、今は整備されておりますポンプ能力で十分対応ができていたものと考えられます。がしかし、将来的に市街化整備が進めば、いずれは現在のポンプ能力では対応できないときが来るものと思われまします。水害のないまちづくりを目指す上では、こういったポンプ場の整備や、また今おっしゃられました断面不足云々の水路があれば、その改修を行う必要がありますが、当然これには大きな費用を投じることとなります。

公共下水道事業として整備できれば、2分の1の補助金や交付税算入も見込めますので、市の財政にとっては大きな負担軽減となります。しかし、先ほど来、随分御質問もありませんが、一向に進まないこの汚水処理整備の現状を見ておられますと、一体いつになったら雨水施策に着手できるのかが不安になってまいります。

そこでお尋ねいたします。仮に公共下水道事業以外でこの雨水施策を行った場合、その事業費は市の単費となるのでしょうか。また、別の何らかの補助金が考えられるのでしょうか。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） 国の交付金事業として公共下水道を実施するわけですが、雨水事業も公共下水道の汚水事業とあわせて事業を行うという制度の中で事業が進むということになります。

現在、市では公共下水道事業の汚水事業の早期着手を目指しておりますが、汚水事業にあわせて雨水事業も行えば、議員御指摘のとおり、排水路の整備、それからポンプ場の整備が汚水事業と同様に、事業費の約2分の1が国の交付金として活用することができるわけでございます。

現段階では、汚水事業を前提とした雨水事業の推進を考えておりますが、議員御質問の、万が一公共下水道事業以外で雨水事業を行うとしたときの補助金はその御質問については、従来どおり、都市計画法の手続を経まして都市下水路事業として行えば、国の交付金事業となる制度は依然ございます。しかし、都市下水路事業では、あくまでも公共下水道整備事業までの暫定施設でありますので、既存の都市下水路は、公共下水道に着手することにより公共下水道施設として移管されることとなります。このことから、現段階では、都市下水路としての事業採択はかなり難しいものと考えております。

それ以外の国の交付金の活用としては、道路事業や公園事業の交付金事業に関連し、局部的に排水路整備を行った場合、交付金事業の対象となり得る可能性がないわけではございませんが、瑞穂市の現状を見た場合、排水路整備が交付金の対象となり得るケースは、ほぼないのではないかというふうに想定しております。

以上のことから、公共下水道以外で雨水事業を行えば、市単独で行わざるを得ないというふうなことを考えております。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

10番（古川貴敏君） ありがとうございます。

ということになりますと、やはり公共下水道の重要性が重くのしかかってくるわけですが、温暖化の影響もありますので、近年、大雨による被害が全国各地で起きております。この地区でも、もっと大きな被害をもたらす水害が発生する可能性は十分ございます。我々は、できる限り、それに対処する施策を考えておかなければなりません。

今おっしゃられました公共下水道事業は、一般的に認識されております汚水処理等の環境整備だけでなく、我々の生命と財産を守る水害対策を含んだ事業でございます。また、財政的にも、御答弁のとおり、有利な事業と言えます。ぜひ早期に着手できますことを期待しております。

また、関連として、1つ御提案がございます。現在、区で管理されております排水路ですが、9月4日のような豪雨時の場合などに、その管理を全て任せておくことは、区にとって大きな負担になるのではないのでしょうか。そこで、行政として、いざという場合には協力して対策に当たれるといった、区の負担軽減につながる体制を整備するための緊急時のマニュアル等をつくるべきではないかと考えております。ぜひ一度御検討されることをお願いして、この質問を終わります。

次に、空き家対策について質問いたします。

この問題につきましても、今までに多くの議員の皆様が質問しております。さきの9月議会でも、森議員が本市における空き家の現状や適正管理のための条例制定などを御提案されておられます。また、執行部の答弁では、国会での空き家対策法案提出の動きを見ながら研究したいと答えられておりますので、調査や立ち入り、また指導や勧告といった行政の権限につきましては、今は条例制定に走るのではなく、国の動きを注視する時期と言えるのかもしれませんが。

ただ、今後、空き家がふえることは間違いなく、現状の把握はなかなか困難ではありますが、防災、防犯、環境、景観等に対する行政としての対応はしっかり考えておかなければなりません。

そのためには、まず空き家対策のマニュアルを整備しておく必要があるのではないでしょう

か。空き家の発生抑制を図るための中古住宅の流通の活性化や、また福祉事業との連携、適正管理を行うための広報やホームページによる啓発、さらには空き家台帳の作成や、老朽化して危険な空き家対策等々、空き家の状態に応じた施策指針の整備が重要と考えます。言うなれば、空き家対策に係る対応指針といったものになるかと思いますが、こういったマニュアルの整備に対する執行部のお考えをお聞かせください。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 古川議員の御質問にお答えいたします。

先ほど質問の中でもありましたように、さきの9月議会の森議員の一般質問でお答えさせていただきましたが、ここ2カ月の進捗を申し上げますと、国での法制度に関しましては、危険空き家の対応が主であり、空き家を取り巻く制度の状況で、空き家に対して撤去を強制できる要件や、空き家を自主的に撤去する場合の固定資産税の軽減措置等が議論されており、まだ法案が上程に至っておりません。

また、県の岐阜県空き家等対策庁内連絡会議に関しましては、議員が言われます発生抑制を含む空き家の適正管理、空き家の利活用を主に進められており、年度末までに対応指針の中間取りまとめ案を示す予定と伺っております。

したがって、これらの状況を踏まえまして、県が行う空き家対策の考え方、対策の内容を参考にしながら、当市の特性に合った対応指針を策定し、各課と連絡、連携をいたしたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいいたします。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

10番（古川貴敏君） ありがとうございます。県の動きを見ながら取り組んでいきたいという御答弁かと思えます。

空き家対策は、全国的な課題でもございます。当市は人口がふえつつあるまちでありまして、過疎地域と比べれば、まだまだ空き家問題は少ないのかもしれませんが、いずれは大きな課題になるものと思われまます。今おっしゃられましたように、県や他市町の取り組みにも目を向けていただいて、今のうちから対策を講じておかれまますことをお願いしておきます。

では、次に財源確保の取り組みについてお尋ねいたしますが、これにつきましては、本日の午前中にも皆様方よりいろいろ御提案をいただいております。また、この取り組みにつきましては、以前、当会派の河村議員が税収アップのためのプロジェクトチームの設立を提案しております。また、以前には諸先輩議員からも、未利用地の収益活用やネーミングライツ等による財源確保について、一般質問で御提案がされております。

市の対応としましては、徴収体制の強化を図る収納プロジェクトチームの設置、さらには積極的に企業誘致を推進するための企業立地促進条例、また昨年12月には道路占用料の徴収に

関する条例の制定、さらに審議会では使用料の見直しなど、いろいろと財源確保に向けた取り組みが行われております。

大きく捉えれば、先日のフェスタで行われておりました富有柿のレシピ、これなども6次産業化による農業の活性化でございますから、将来、大きな収益につながる可能性があるわけでございます。

一般的な財源確保の手法といたしましては、御提案のありました有料広告の拡大や不要遊休地の販売促進のほか、公共刊行物の有料化、市有財産の有効活用、あとは市民協力による寄附、また手数料、使用料の適正化などがございますが、さらに言えば、補助金や交付金といった国や県の支出金を確保するために、常にアンテナを高くして、社会動向に注視し、財源獲得努力を行っていくことも重要となります。

このように、財源確保のための手法は多種多様でございます。したがって、より効率的、効果的な取り組みを行うためには、情報やアイデアを集約し、それを有効活用するための、前に言いましたが、プロジェクトチームの設立がやはり望ましいのではないかとと思いますが、市の考えをいま一度お聞かせください。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 古川議員の、財源確保の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

古川議員の御質問には、市の市有財産、未利用地の活用や企業からの広告収入、さらには企業誘致に至るまで、財源確保の観点からもあります。どちらかといえば職員のアイデアといえますか、職員の企画や提案を促進するような御質問として理解をしております。

現在、はっきりとしたプロジェクトチームは、収納プロジェクトチームがあります。そのほか、庁舎内には、今年度から試行的に開始した職員の政策研究チームがあります。この取り組みについては、職場の部や課の所属の枠を超えて、職員がそれぞれ自主的に応募し、それぞれの施策を提案し、時間外の任意なときに研究に取り組んできたものであります。

これから、今年度の研究発表が、職員、議員の皆さん、あるいは市民の皆さんを対象に発表し、提案の実現化を図るものになります。

今年度は4つの提案となります。1つ目は、市のマスコットキャラクター「かきりん」の利活用、公共施設への企業広告事業、農業公園の設置、外国人の窓口対応ハンドブックなど、12月27日の午後から発表しますので、ぜひともごらんください。

古川議員の御質問の、税収アップ、企業誘致、道路の占用料、有料広告の拡大、公共刊行物の有料化など、社会動向に注視しながら、財源確保の面でも必要でございます。

古川議員の御提案につきましても、この職員の提案チームで検討したり、さらにこのチームを拡大したりして活用を考えています。また、新たにプロジェクトチームを設置する場合にお

ける設置基準や手続、運営など、報告に至るまでの基本的なことも定めていきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

10番（古川貴敏君） 政策研究チームですか、ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

財源確保については、きょうも午前中、それぞれ皆様がいろいろ御提案されておりますし、今後の瑞穂市の事業を考えますと、財源が皆さん非常に心配であるということでございます。プロジェクトチームがすぐにできるとは考えておりませんが、市役所の職員の皆様方、1人ずつが瑞穂市の税収アップのための職員だという御認識を持っていただきまして、頑張っていたきたいと思えます。

では、次に朝日大学北側道路の安全対策というテーマで質問いたします。

朝日大学の北側に隣接する道路でございますが、これは市道4-2-23号線と市道5-2-33号線になるらしいんですが、この道路は大学への通学生や、先にありますクリニックへの通院患者等により、歩行者や自転車通行者が大変多い場所である上、車両の通行量も多い、非常に危険な道路でございます。この道路の安全性に関しては、以前より問題視されておりますし、近隣住民や朝日大学からも早期の安全施策を望む声が出ております。

安全を確保するためには、市道には歩道を整備し、中川にかかる柳一色橋には歩道橋を設置すべきと考えます。現地状況を見てみますと、これを進めるには、用地の確保や技術的な問題もあり、困難を伴う取り組みになるかと思えますが、まずは現地を調査され、基本計画等の策定をされることを望みます。

朝日大学のキャンパスの北側に建っております現況の附属病院棟は、耐震性の問題もあり、数年後には取り壊されるのではないかと聞いた情報も聞いております。また、中川に歩道橋が設置されれば、堤防側からじかに大学へ入る進入路の整備を朝日大学がみずから考えているというお話も聞いております。

いずれにいたしましても、歩道整備等の安全施策に関しましては、朝日大学との連携、また朝日大学の協力なしでは進まないものと思えます。こういった事情も勘案しながら、まずは安全対策に向けた基本計画を策定すべきと考えますが、市の考えをお聞かせください。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 議員御指摘のとおり、朝日大学の北側市道には歩道がないため、歩行者の皆さんは通行に危険を感じておられることと思えます。

さて、議員も御承知のとおり、昨年の議会でも一般質問等で棚橋議員、くまがい議員等からも、この道の橋に関しましての一般質問を受けておりまして、事業順番をつける中で、さきに

優先した野田橋の歩道橋の詳細設計を現在行っているところであり、その後、設計図書に基づき、来年度は用地買収を行い、橋の下部工事に入れればと考えております。したがって、野田橋の歩道橋の整備に一応のめどがつかますので、柳一色橋の歩道橋の整備の準備といたしまして、まず来年度に予備設計を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

先ほど質問の中で、朝日大学の北側の部分の建物が耐震の問題から取り壊されるということであれば、前の概略設計のときに、柳一色橋の南側に歩道橋を概略的にはというような形の概略設計のほうがとっておりまして、数年後のときに同時に合わせられれば、歩道のほうをまた考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

10番（古川貴敏君） 予備設計に入っただけということで、前向きな御答弁かと思えます。今の朝日大学関連のことは、いま一度、行政側も御相談して進めていただかなければなりません。本当に危険な道路ですので、来年、予備設計に入っただけであれば、引き続き実施できるようにお願いしたいと思います。

じゃあ、最後に2点ほど、施策要望関連の質問とは別でございますが、自治会活動交付金についてお尋ねいたします。

今年度より、自治会活動振興交付金や自治会事務取扱交付金が削減されております。これにつきましては、市で負担することとなった街路灯の電気代や近隣市町の交付金額を比較した上での判断であると、その理由を聞いております。

また、今は教育委員会から交付されております生涯学習地域振興組織補助金につきましても、来年度より総務から交付される予定であり、さらにその補助には限度額が設けられますので、市民にとっては実質の減額になるものと思われま。

これからの市民協働型社会を目指す上で、自治会活動の活性化、さらには自治会の連合である校区活動の活性化は重要であり、この2つの交付金については同じ目標を持つ取り組みとして、窓口を総務に一本化することは、私、個人的にはよい取り組みであるものと考えております。

ただ、幾ら自治会長会議で説明してあるとはいえ、多くの市民は補助金を減らされたという思いであるでしょうから、ここは近隣市町と比べれば、まだまだ高水準にあるということを目に市民に説明しておく必要があるかと思われま。

金額の適正化云々の前に、大切なことは、この交付金をその趣旨である住民の自治意識の高揚とコミュニティー活動の推進を図るために、いかに活用するかではないでしょうか。市内97の自治会は、その規模や活動内容がさまざまであるかと思いますが、この自治会活動振興交付金の対象となり得る自治会活動とは具体的にどのような活動を想定されているのか、まずお聞

かせください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ただいまありました自治会活動交付金というものでございますが、これは自治会活動を支援し、住民の自治意識の高揚及びコミュニティー活動を推進する事業への交付金でありまして、自治会によりまして実施される事業に多少差はありますけれども、お祭りとかスポーツ、防災、敬老会事業、各種団体への助成等々、さまざまな活動に利用されていると思います。よろしく申し上げます。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

10番（古川貴敏君） 何かさらっと流されちゃったような気がしますけれども、まあいいですよ。

それでは、次に最後ですけれども、一部の自治会や自治会内の有志で構成されているグループによって、公園や公共施設の維持管理が積極的に行われていると聞いたことがございます。こういった取り組みは、高い自治意識のたまものであり、地域の活性につながるものでございます。

今、自治会の交付金削減の話をいたしました。逆にこのようなまちづくりの推進を図る団体に対しては、逆に補助金を交付してもよいのではないのでしょうか。

弘前市や市川市は、個人市民税の1%相当額を財源に、市民みずからが実践するまちづくりや地域づくり活動を支援する公募型の補助金制度を設けております。また、平成24年6月に施行されております瑞穂市補助金等の交付に関する指針にも、新しい補助制度の取り組みとして公募性の導入が可能か検討を行いますとうたっております。補助金は、削減するばかりでなく、地域課題の解決や地域の活性化につながる取り組みには積極的に交付してこそ意味があるのではないかと考えております。自治会やNPO、ボランティア団体等を対象にした、こういった公募型の補助金制度の導入に対する市のお考えをお聞かせください。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 古川議員のボランティア団体の方などへの補助金の交付、公募型補助金の制度についての御質問にお答えをいたします。

古川議員の御質問の公募型補助金とは、地域の自治意識の高まり、活性化を促進すること、そのものになると思います。それは、市民団体が自主的、自発的に行う公益的な活動に対して、その事業の経費の一部を補助することにより、瑞穂市における地域に根をおろした活動、まちづくりを定着させるというメリットがあることには間違いございません。

御質問の中にも、補助金は削減するばかりではなくというような言葉もありましたが、これからの補助金や助成金は、従来型の補助金や助成金の役割から、このような公募型などの現代

的な役割にシフトする転換期ではないかというふうに考えています。

現在、市内においては、地域の活性化のために活動しておられる方は多くおられます。一定のルールを設け、市民活動の育成、支援を重点に置くか、いつまでも補助するのではなく、サンセット方式などを取り入れたり、透明で公平な運用が必要になります。

現在、瑞穂市においては、包括外部監査の措置状況も実施しているところであり、瑞穂市のまちづくり基本条例による、さらなる市民協働の推進に向けた取り組みとして、市民のニーズや市民の意見を聞きながら慎重に進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

10番（古川貴敏君） これをやられるのかやられないのか、よくわかりませんが、確かにNPO団体等は補助金頼りのところも、そういった風潮も見えます。ですから、公募型にしても、かなりチェックを入れて補助金を出さないと有効に使われないかと思いますが、その辺も勘案して、今後検討していただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 先ほど、まずと言われましたので、自治会の振興交付金の説明だけに終わらせてしまいましたけれども、ほかの校区の活動等につきまして、簡単に説明をさせていただきますと思います。

まずもって補助金について見直しをさせていただいたわけですが、その補助金の見直した概要につきましては、先ほど議員のほうからも説明がございましたので、ほぼそのとおりでございますし、また消防互助会等の金額の見直しをしてなしにいたしましたので、1,400円から1,000円にいたしましたけれども、そうしたものを加味していただくということで御理解をいただきたいと思います。

また、自治会の事務取扱交付金、これは広報の配付手数料等でございますが、これにつきましても県下では最も高い水準でございますので、県下で最も多い金額帯の360円とさせていただきます。そのあたりは、よろしく御理解をいただきたいと思います。

また、自治会と校区のあり方についてでございますけれども、現在、校区活動は教育委員会から生涯学習地域振興組織補助ということで、体育、文化、福祉、保健、その他生涯学習の推進を図るための諸事業に要する経費ということで、補助をさせていただいております。実際の活動につきましては、社会教育推進員や自治会長が中心に幅広く活動しておられる校区から、体育、文化に特化した校区と、これもさまざまでございます。教育委員会のほうでは、平成23年度から校区活動の自主運営化をお願いしてまいりました。

また、庁舎内でも、他市同様に、先ほど古川議員が言われましたけれども、私どもとしまし

ては、本来、こうした活動というのは自治会長さん等を中心に各種団体の役員さん等も含めて話し合いが行われ、自治会活動の延長上で行われるべきではないかなということで総務課のほうで研究を進めてまいりました。その結果、私ども何とか総務課のほうで一本化できないのかなあとということで話し合いは進めてまいりましたが、校区の自治会の役員さん等のお話から、校区ごとでまとめることは必要だねということは大体御理解をいただいております。

また、補助金等につきましても、やはり校区活動というのは誰もが参加したいときに参加するんだということで、少し事業や事業のやり方などを見直ししていただくということで、配分の根拠等を見直す旨も説明がさせていただきますので、おおむねこれも理解がされているかなとは思っておりますけれども、一本化についてはちょっと不安があるということで、現状では来年度も今年度と同じような格好になるかなとは思っておりますけれども、やはり校区でまとまっていただいて、地域の皆さんの力でいろんな活動ができるという格好に少しでも組織を見直していきたいと思っております。

防災活動関係であれば地域の皆さんで避難所が開設をできるように、また福祉関係であれば地域ぐるみで見守りや助け合いができるようにと。自治会や校区でいろんな話し合いができるような、そんな各種団体、自治会長さん等を含めた連合会組織を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

10番（古川貴敏君） 補足説明、ありがとうございます。

きょうから一般質問が始まりまして、午後からくると雰囲気が変わりまして、一番最後にとてもやりにくい状況で、私、初めて一般質問をいたしました。時間も残っておりますが、限界が来ましたので、きょうの質問はこれで終わらせていただきます。

議長（星川睦枝君） これで、清流クラブ、古川貴敏君の質問を終わります。

これで会派代表質問を終わります。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 議席番号6番 棚橋敏明でございます。

本日、本当に皆様、遅くまで御苦労さまでございました。

きょうございました皆様方の質問の中で、くまがい議員さんの御質問の中に「官製談合」という言葉がございました。この言葉につきまして、私、まだ録音のほうを正確に聞いてはおりませんが、「官製談合の疑いがありそうだ」というように私は聞き取りました。

この官製談合ということは、法律でも官製談合防止法というしっかりとした法律、それぐらい厳しいものでございます。ですから、この「官製談合の疑いがありそうだ」という、この御

発言ですね。これ、私もちょっとまだ正確には確認はとってはおりませんが、くまがい議員さんのほうからの発言により、妙な誤解がこのままこのまちで広がっていてもいけないと思いますので、できましたら訂正を求めたいのですが、いかがなものでしょうか。

議長（星川睦枝君） ただいま柵橋敏明議員から、くまがい議員さんに対しましてのお言葉がありました。それに対してくまがい議員さん、いかがでしょうか。

くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 動議というのは、動議を取り上げるかどうか採決をするんじゃないかな。ルールというのは、すぐに個人に来るんですかね。ルールどおりやっていたきたいです。

議長（星川睦枝君） 一般質問に対しての本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

ただいまから暫時休憩にいたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後4時36分

再開 午後5時03分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 柵橋敏明君。

6番（柵橋敏明君） 議席番号6番 柵橋敏明です。

先ほど緊急動議をさせていただきましたくまがい議員の発言につきまして、今、事務局といろいろ調べてみたら、「疑いがあり」というところで言葉が終わっておりますので、決めつけているわけではないということが判明しましたので、動議は取り下げさせていただきます。

散会の宣告

議長（星川睦枝君） 以上で、本日に予定していました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後5時04分